武蔵野市第三次男女共同参画計画に向けた委員会報告書

平 成 ２５ 年 １０ 月

武蔵野市男女共同参画推進委員会

武蔵野市長　　邑上　守正　殿

武蔵野市男女共同参画推進委員会は、平成24年10月５日、邑上守正武蔵野市長より、武蔵野市第三次男女共同参画計画策定のための原案をまとめるよう諮問を受け、審議を進めてまいりました。このたび審議結果がまとまりましたので、ここにご報告いたします。

当委員会では、約１年間にわたり、合計13回の委員会を開催するとともに、関係施設見学を実施しました。この間、第二次男女共同参画計画策定後に２期にわたり設置された「男女共同参画推進市民会議」の報告書や第二次男女共同参画計画進捗状況調査報告書を参考に、市民意識調査及び職員意識調査の結果を踏まえて審議してきました。また、委員会の審議課題に合わせ、関係各課職員の出席を得ることができ、事業報告や課題などについて直接、事業担当者と質疑を行うことにより審議を深めることができました。

我が国では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが行われていますが、特に政治や経済活動の分野において、女性の活躍が進んでいない現状があります。また、性別による固定的な役割分担の意識の変革をはじめ、女性に対する暴力の防止対策、少子高齢社会への対応、そしてワーク・ライフ・バランスの着実な実施など、男女共同参画社会の実現に向け、幅広くかつ複合的に絡み合った課題が山積しています。

本報告書では、今後５年間を見据えて、実効性の高いプランづくりをめざし、待機児童ゼロに向けた取り組み、市内事業者へのワーク・ライフ・バランスの取り組み、配偶者暴力防止基本計画原案の策定、そして何よりも男女共同参画推進の法的根拠となる条例制定や拠点施設の移転整備を重点施策として挙げております。

この報告書を基に、新しい時代にふさわしい武蔵野市の第三次男女共同参画計画を策定し着実に実施されますよう、希望いたします。

平成25年10月21日

武蔵野市男女共同参画推進委員会

委員長	権丈　英子	委　員	竹内寿恵子
副委員長	春原　由紀	委　員	長尾　亮
委　員	阿部　敏哉	委　員	野田　順子
委　員	伊藤　隆子	委　員	原　利子
委　員	小川　拓哉	委　員	二子石　薫
委　員	栗原　毅	委　員	松井　滋樹

目　次

第１章　第三次男女共同参画計画の基本的な考え方 1

１　計画策定の背景（国・都の動向、本市の取り組み） 1
２　計画の枠組み 3
３　計画の基本的な考え方 5
４　計画の体系 6

第２章　基本目標ごとの基本施策・事業計画 11

基本目標Ⅰ
男女平等の意識を育むまち 11
基本施策１　男女共同参画の意識づくり
基本施策２　男女平等教育の推進
基本施策３　男女共同参画の視点に立った表現の浸透

基本目標Ⅱ
生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち 17
基本施策１　ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
基本施策２　職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
基本施策３　子育て及び介護支援の充実
基本施策４　あらゆる分野への女性の参画の推進
基本施策５　男性の家庭、地域活動への参画推進

基本目標Ⅲ
人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 30
基本施策１　配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援
基本施策２　セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策
基本施策３　特別な配慮を必要とする人への支援
基本施策４　女性の生涯にわたる健康施策の推進

基本目標Ⅳ
男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち 45
基本施策１　計画推進体制の拡充
基本施策２　男女共同参画基本条例（仮）の制定検討

第三次男女共同参画計画の数値目標一覧 52

参考資料 53

1　武蔵野市男女共同参画推進委員会設置要綱 55
2　武蔵野市男女共同参画推進委員会委員名簿 56
3　武蔵野市男女共同参画推進委員会協議経過 57
4　男女共同参画社会基本法 58
5　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 63
6　男女共同参画推進の主な動き 74
7　武蔵野市市民意識調査概要 78
8　武蔵野市職員意識調査概要 78
9　用語一覧 79

第１章　第三次男女共同参画計画の基本的な考え方

第１章　第三次男女共同参画計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景（国・都の動向、本市の取り組み）

（１）　国の動向

国は、平成11年６月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における重要課題として位置づけています。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年「男女共同参画基本計画」、平成17年「男女共同参画基本計画（第二次）」を経て、平成22年12月に「第３次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、女性の活躍による経済社会の活性化、様々な困難な状況におかれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶等を重要な視点として取り組みを進めています。

昭和61年に施行された「男女雇用機会均等法」は、その後、数度の改正を行い、平成19年には事業主のポジティブアクションの取り組みを国が援助することを規定するなど、急速な少子高齢化社会の進行により、以前にもまして重要となった女性の能力を十分発揮することができる環境整備に取り組んでいます。

仕事と家庭との両立が図られるよう支援することを目的として、平成4年に施行された「育児休業に関する法律（育児休業法）」は、平成11年に「育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」と名称を変え、平成22年に大幅に改正され、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備に向けて一層の取り組みを進めています。

また、平成19年、仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。

「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」（平成24年6月）において、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画（働くなでしこ大作戦）」を策定し、男性の意識改革、ポジティブアクション、公務員の率先垂範の３点を柱とする取り組みを推進することとしています。

こうした取り組みの一方で、国際比較における我が国の評価としては、人々の生活の質や発展の度合いを示す人間開発指数（ＨＤＩ）では187か国中10位（平成25年）、教育水準や妊産婦死亡率等を測定したジェンダー不平等指数（ＧＩＩ）は148か国中21位（平成25年）ですが、もう一つの男女格差の指標であるジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）は年々低下し135か国中101位（平成24年）という状況になっています。ＧＩＩとＧＧＩの２つの男女格差指標のランクの差は、政治・経済活動などの分野で女性の活躍が進まない日本の現状を表しています。

平成13年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年の一部改正により、市区町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定が努力義務となりました。

また、この法律は、平成25年6月に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても適用されることになり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関す

る法律」と名称も改められました。

（２）　東京都の動向

東京都は、平成12年３月に全国に先駆け「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成14年に男女平等参画のための東京都行動計画「東京都行動計画チャンス＆サポート　東京プラン2002」、平成19年に「同　東京プラン2007」を策定しています。

平成24年3月に策定された「同　東京プラン2012」では、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を要する男女への支援等を重点課題としています。

配偶者からの暴力の防止等の取り組みについては、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成17年度に制定し、以降２回の改訂を経て平成24年３月に現在の基本計画を策定しているところです。

（３）　本市の取り組み

本市では、平成16年「男女共同参画計画」が、また、平成20年11月の「男女共同参画推進市民会議」答申を踏まえて平成21年3月には「第二次男女共同参画計画」が策定されました。平成21年度から25年度までの第二次計画期間中には、「男女共同参画推進市民会議」が常設化され、平成24年までに２期にわたり設置され、計画の進捗状況の点検や意見書の提出等を行い、これらは市の施策に反映されているところです。第二次計画期間中には、このほかにも、女性総合相談窓口の設置を始めとした様々な取り組みがなされています。

また、副市長をトップに関係部長で構成される市庁内推進会議（平成3年設置）が毎年開催され、関係各課における計画の実施状況を点検するなど、全市的な進行管理が行われています。

「むさしのヒューマン・ネットワークセンター（以下、ヒューマン・ネットワークセンターという。）」は、平成10年に開設されて以来、市民団体に事業委託していましたが、平成21年４月に専門スタッフを配置し、平成24年4月には市直営化となりました。市民ボランティアが培ってきた協働の考えを引き継ぎながら、男女共同参画の推進拠点として新たな展開を迎えています。

配偶者からの暴力防止等の取り組みでは、啓発活動や被害者に対する個別の支援が行われてきましたが、平成23年２月、「武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議」が設置され、配偶者や交際相手からの暴力（ＤＶ）防止に対する職員の意識の向上や庁内連携等が図られてきました。さらなる組織的な支援に向けて、体系的な指針としての基本計画の策定が求められています。

２　計画の枠組み

（１）　計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、市の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、男女共同参画社会基本法第14条第３項に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。また、基本目標Ⅲ基本施策１については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」に該当するものです。

（２）　計画の性格

本計画は、本市の第五期長期計画や子どもプラン等の関係する分野別計画との整合性を図り、武蔵野市第二次男女共同参画計画を引き継ぐとともに、市民意識調査結果を参考に市民の意向を反映して策定するものです。

（３）　計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの５か年間としています。ただし、社会状況の変化や「男女共同参画庁内推進会議」及び「男女共同参画推進委員会」の意見などにより、必要に応じて見直しが図られる必要があります。

男女共同参画計画及び関係計画の策定期間

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
第四期長期計画・調整計画				第五期長期計画				第五期長期計画・調整計画(～平成32年度)			
第二次男女共同参画計画					第三次男女共同参画計画					第四次男女共同参画計画	
	第三次子どもプラン武蔵野					第四次子どもプラン武蔵野					
福祉総合計画			健康福祉総合計画2012						次期健康福祉総合計画		
	生涯学習計画										

（４）　計画の推進体制

本計画の推進体制として、「男女共同参画庁内推進会議」と「男女共同参画推進委員会」を引き続き設置し、互いに計画の進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努めるとともに、年度毎の進捗状況について市民に公表することが求められます。

（５）　計画の区分

本報告書では前計画から引き続き実施する事業のほか、すでに各課において実施している事業で男女共同参画の推進に関係する事業や新規事業を、次の三つに区分しています。

「継続」すでに実施している事業で、レベルを落とすことなく推進する事業

「充実」すでに実施している事業で、計画期間内で内容を充実する事業

「新規」今回計画で新たに取組む事業

また、事業の対象者を明確にするため、市民向け事業を「市民」、団体及び事業者向け事業を「事業者等」、市役所内の取り組みを「市組織」として表記しています。

（６）　計画の数値目標

本計画の進捗状況をわかりやすく見える化するため、数値目標を設定しています。本計画独自の数値目標以外は、個別計画における進行管理を優先しつつ、本計画と連携を図る必要があります。

３　計画の基本的な考え方

（１）　基本理念

本計画期間における基本理念を、次のとおり提起します。

「男女が、社会の対等な構成員として、互いの人権と能力を尊重し合い、
自分らしい生き方ができる武蔵野市のまちづくり」

（２）　基本的視点

基本理念を達成するため、２つの視点を提起します。

① 市民、市民団体、事業者及び市が連携・協働して、男女共同参画社会を構築する。
② 実効性のあるプランづくりと成果の検証を通して、課題を解決する。

（３）　基本目標

基本理念を達成するために、４つの基本目標を設定し、具体的な施策・事業計画を掲げています。なお、重点施策として８施策を指定しています。

① 基本目標１　「男女平等の意識を育むまち」
　重点施策　男女共同参画の意識啓発

② 基本目標２　「生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち」
　重点施策　地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
　子育て支援施策の充実

③ 基本目標３　「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」
　重点施策　暴力の未然防止と早期発見
　相談事業の充実
　ひとり親家庭等への支援

④ 基本目標４　「男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち」
　重点施策　ヒューマン・ネットワークセンターの拡充
　男女共同参画基本条例（仮）の制定検討

4 計画の体系（☆印は重点施策）

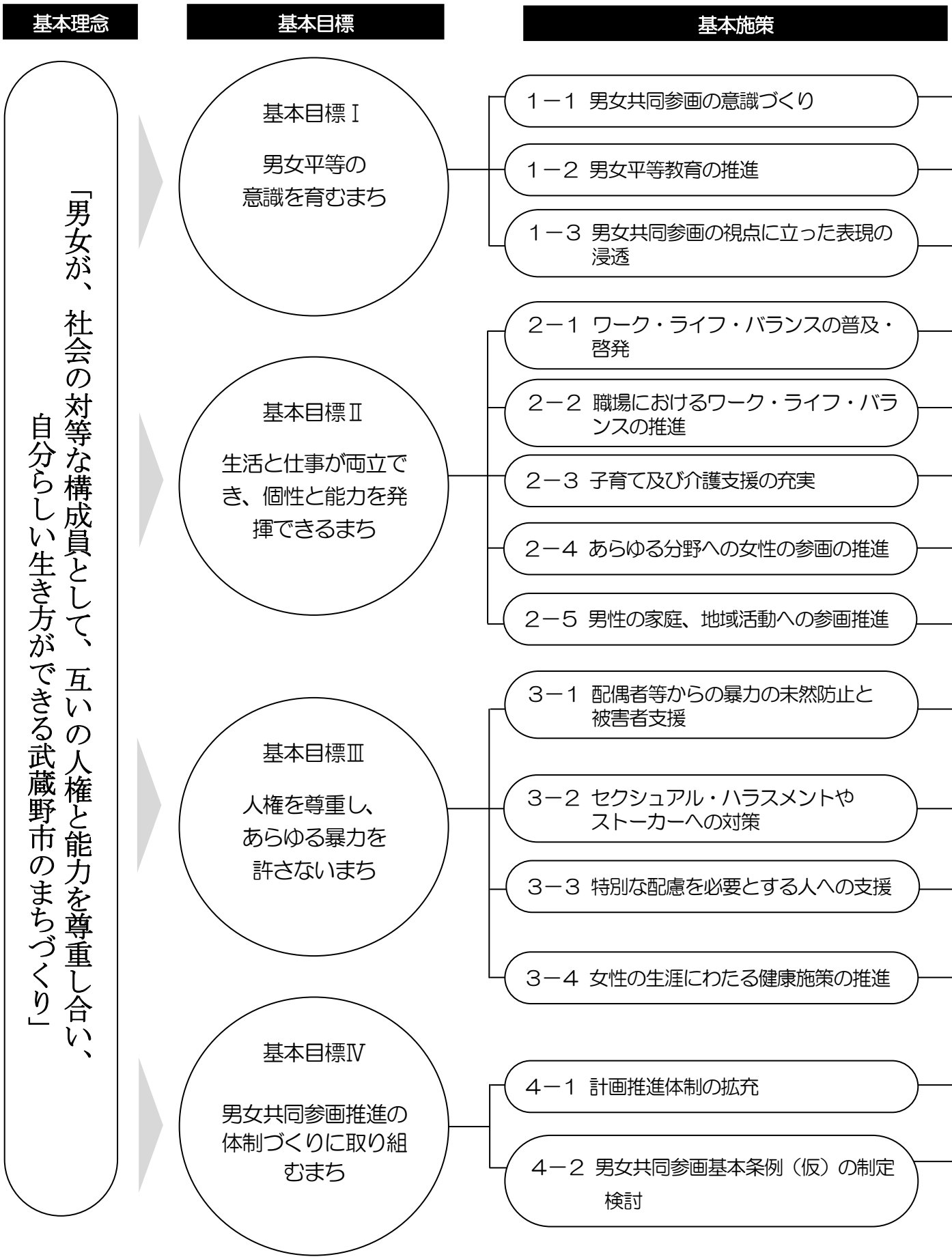

施策

１－１－⑴男女共同参画の意識啓発	（☆）
１－２－⑴ 男女平等の視点に立った学校教育の推進	
１－３－⑴ メディア・リテラシーの向上	
２－１－⑴ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発	
２－２－⑴ 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	（☆）
２－２－⑵ ワーク・ライフ・バランスのモデル事業としての市役所の取り組み	
２－３－⑴ 子育て支援施策の充実	（☆）
２－３－⑵ 介護支援施策の充実	
２－４－⑴ 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	
２－４－⑵ 女性の再就職支援・起業支援	
２－４－⑶ 女性の地域活動への参画促進	
２－５－⑴ 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	
３－１－⑴ 暴力の未然防止と早期発見	（☆）
３－１－⑵ 相談事業の充実	（☆）
３－１－⑶ 安全の確保	
３－１－⑷ 自立支援	
３－１－⑸ 推進体制の整備	
３－２－⑴ セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策	
３－３－⑴ ひとり親家庭等への支援	（☆）
３－３－⑵ 高齢者の孤立等防止への支援	
３－３－⑶ 性同一性障害のある人などへの支援	
３－４－⑴ 各種健康診断の充実	
３－４－⑵ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	
４－１－⑴ 市民参加による男女共同参画の推進	
４－１－⑵ 庁内推進体制の整理	
４－１－⑵ ヒューマン・ネットワークセンターの拡充	（☆）
４－１－⑶ 男女共同参画情報誌等の発行	
４－２－⑴ 男女共同参画基本条例(仮)の制定検討	（☆）

第２章　基本目標ごとの基本施策・事業計画

第２章　基本目標ごとの基本施策・事業計画

基本目標Ⅰ　「男女平等の意識を育むまち」

男女共同参画社会の実現のためには、すべての市民が、性別に関わりなく個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

特に、男女共同参画推進の拠点施設であるヒューマン・ネットワークセンターを中心に、生涯を通じて男女共同参画について学び、参画できる場の提供を行うことが求められています。

また、子どものころからの教育が大切であり、本市教育委員会がこれまで培ってきた人権を尊重し生きる力を育む武蔵野市の学校教育を、より一層推進することが望まれます。情報化社会の今日、子どものころからメディア・リテラシーを高め、生きる力を育むことが重要です。

- 基本目標１　男女平等の意識を育むまち
  - １－１　男女共同参画の意識づくり
    - １－１－⑴男女共同参画の意識啓発（☆）
  - １－２　男女平等教育の推進
    - １－２－⑴　男女平等の視点に立った学校教育の推進
  - １－３　男女共同参画の視点に立った表現の浸透
    - １－３－⑴　メディア・リテラシーの向上

現状と課題

男女共同参画社会に対する理解を深め、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等のまちを築づくために啓発活動が重要になっています。

ヒューマン・ネットワークセンターでは、「ヒューマン・ネットワークセンター運営協議会（平成25年度より「むさしの男女共同参画市民協議会」）」と協働して講座開催やセンター便り「そよ風」の発行など啓発事業が展開されています。平成25年度には男女共同参画週間に合わせて、市民・市民団体で構成する実行委員会が設置され、男女共同参画フォーラムが開催されました。また、学校教育では、「人権教育推進委員会」を中心に市立小中学校において人権教育が推進されています。

市民意識調査では、「男女の役割や子育てに対する考え方」の質問に対して、「女の子も経済的自立ができるように育てた方がよい」「男の子も家事ができるように育てた方がよい」と回答した人がそれぞれ９割を超えており、全体的に男女を同じように育てていく方がよいという考えを持った方が多くなっています（図表１）。一方、男女の地位の平等感の質問に対して、男性が優遇されていると回答した人は、「職場で」77.5%、「政治の場で」84.5%、「社会通念・慣習・しきたり」83.7%、「社会全体では」81.1%となっており、現在の社会がいまだ不平等であると感じている人が多くみられます（図表２）。

このように、社会は男女共同参画の方向に進んでいるといえる一方で、固定的な性別役割分担の意識に基づく社会的通念・慣習は、いまだに根強く残っていることが伺えます。こうした状況を変えていくことの重要性を市民が共有していくよう、ヒューマン・ネットワークセンターを中心にさらに充実した取り組みを行うことが求められています。また、市の刊行物については、男女平等の視点から不適切な表現を使用しないよう率先して取り組むことが必要です。

図表1　男女の役割や子育てに対する考え方（武蔵野市）

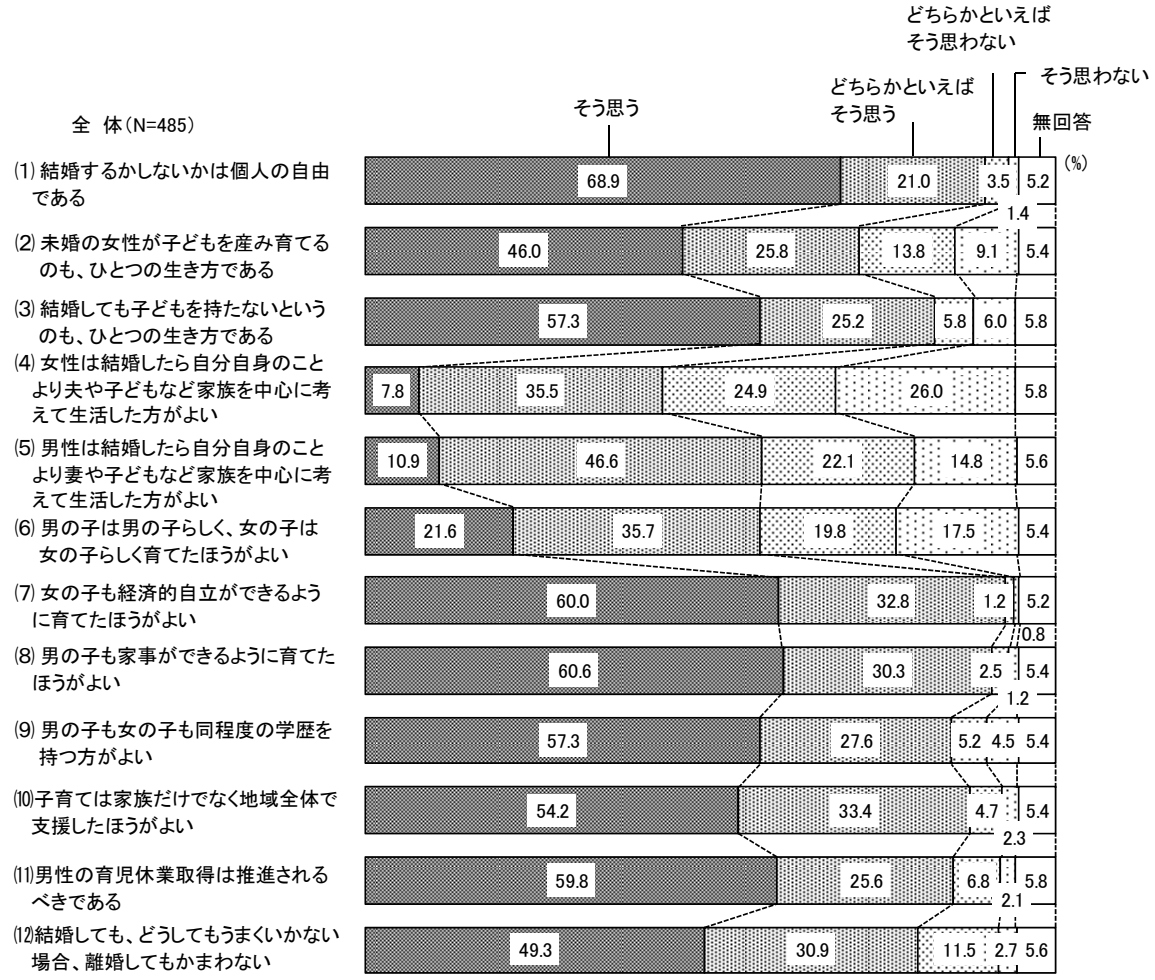

出典：「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

図表2　男女の地位の平等感（武蔵野市）

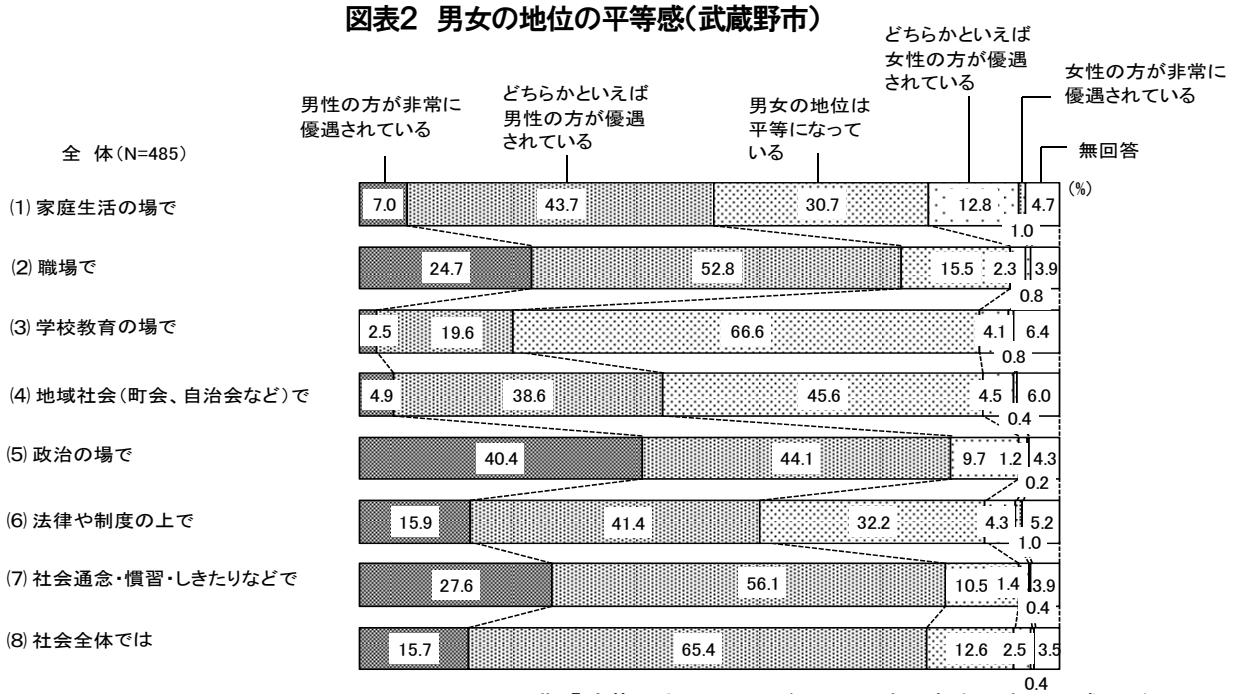

出典：「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

基本施策１　男女共同参画の意識づくり

ヒューマン・ネットワークセンターは、男女共同参画を推進する拠点施設の専門性を生かし、すべての市民が人権を尊重し、男女共同参画意識の醸成を図るため、多様に学び、参加できる学習機会を提供することが望まれます。また、ヒューマン・ネットワークセンターと図書館が連携し、相互の専門性を発揮して市民に情報提供できるような取り組みが求められます。

（１）男女共同参画の意識啓発（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
１	男女共同参画意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女共同参画意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、ヒューマン・ネットワークセンターなどの各種講座を開催する。	生涯学習スポーツ課 男女共同参画担当	市民	継続
２	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画関係団体と市民で構成する実行委員会を組織し、男女共同参画社会実現のための週間事業を実施する。	男女共同参画担当	市民	充実
３	国際的理解を深めるための取り組み	先進諸国の女性の地位向上に関する取り組みを周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	男女共同参画担当	市民	継続
４	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、図書館での特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	図書館	市民	新規
５	「まなこ」「そよ風」の発行	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンター便り「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性が活用できるよう検討する。	男女共同参画担当	市民	充実

基本施策２　男女平等教育の推進

公立の学校教育においては、性別に関わりなく個人を尊重する男女平等の意識をもった児童生徒を育成し、その個性と能力を伸ばすことができるよう、男女平等教育を適切に推進することが望まれます。また、学校内における男女共同参画推進の環境づくりを一層推進することが求められます。

（１）男女平等の視点に立った学校教育の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	指導課	市民	継続
7	人権尊重教育の推進	人権教育推進委員会において人権教育に関する指導資料等を作成し、人権尊重・男女平等教育を推進する。	指導課	市民	継続
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、キャリア教育として望ましい職業観・勤労観を育成する。	指導課	市民	継続
9	教職員への研修の充実	教職員に対し男女共同参画についての理解を深めるため、研修を充実させる。	指導課	市組織	継続
10	発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施	児童・生徒の発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を適切に行う。	指導課	市民	継続

基本施策３　男女共同参画の視点に立った表現の浸透

情報があふれる現代社会において、マス・メディアから届けられる多様で大量な情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を高めていくことが望まれます。こうした能力を身に付けていくためには、メディアの特性を読み解き、情報を評価・識別する力の育成を講座等により支援していくとともに、子どものころからリテラシーの向上や情報モラルの理解ができるように学校教育においても一層の取り組みが望まれます。

さらに多様な情報の中には、固定的な性別役割分担や人権侵害につながる表現なども存在します。男女共同参画の視点からこうした表現について問い直すことができるように支援していくことや、市から発信する情報の表現に不適切なものがないか見直していくことも必要です。

（1）メディア・リテラシーの向上

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
11	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	生涯学習スポーツ課 指導課 男女共同参画担当	市民	継続
12	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	秘書広報課 男女共同参画担当	市組織	充実

トピックス①

■　男女共同参画情報誌『まなこ』

『まなこ』は、1991 年の創刊以来、市民が企画・編集にかかわっており、ワーク・ライフ・バランスなど様々なテーマを取り上げ、男女共同参画を推進していくうえでの情報誌として発行しております。

年３回(8・12・3 月)発行し、市役所、各市政センター、図書館、コミュニティセンター、市内の医療機関・美理容院・大型店舗・金融機関・公衆浴場・駅等各所で配布しています。

基本目標Ⅱ　生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事上や家庭生活における責任を果たすとともに、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざし、家庭・地域・事業者などと協働し環境の整備を図ることが望まれます。

女性の就労支援を促進することは、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補う効果にとどまらず、生活者目線から新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参加を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じた仕事と生活の調和を図ることができるよう支援が必要となっています。市役所も特定事業主行動計画に基づき、率先してワーク・ライフ・バランスの取り組みを一層進めることが重要になっています。

また、男女共同参画社会の実現をめざし、国では 2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%に向上させるよう取り組んでいます。市でも男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映するために、各分野における女性の参画割合を高めていく必要があります。

- 基本目標２　生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち
  - ２－１ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
    - ２－１－⑴ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
  - ２－２ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
    - ２－２－⑴ 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進（☆）
    - ２－２－⑵ ワーク・ライフ・バランスのモデル事業としての市役所の取組み
  - ２－３ 子育て及び介護支援の充実
    - ２－３－⑴ 子育て支援施策の充実（☆）
    - ２－３－⑵ 介護する家族への支援の充実
  - ２－４ あらゆる分野への女性の参画の推進
    - ２－４－⑴ 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
    - ２－４－⑵ 女性の再就職支援・起業支援
    - ２－４－⑶ 女性の地域活動への参画促進
  - ２－５ 男性の家庭、地域活動への参画推進
    - ２－５－⑴ 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

現状と課題

本市のワーク・ライフ・バランス推進の取り組みをみると、ヒューマン・ネットワークセンターで再就職講座の開催や「まなこ」での働き方の特集等を通じて、女性の就労支援を行っています。また、市内企業向けに融資制度や各種情報提供等を行っています。

また、子育て施策や介護支援施策では、それぞれ、子どもプランや健康福祉総合計画等を策定し体系的に進め、市民参加による進行管理も行われています。また、率先した取り組みが求められている市役所では、次世代育成行動計画に基づく両立支援の取り組みが行われています。

本市の労働力率を年齢階級別に見てみると、男性は台形型をしているのに対して、女性がM字カーブを描いており、子育て期に女性が就業の場から離れる事が多いことが伺えます（図表３、４）。

本市の合計特殊出生率は、平成17年度の0.77から平成23年度には1.04へとやや改善してきましたが、東京都1.06や全国1.39を下回り、依然少子化傾向にあります（図表５）。子育て施策としては、認可・認証保育所の増設や定数の弾力化による受け入れ、グループ保育室の設置等を通して、保育所等定員の大幅増に努めています（図表６）。しかし子育て家庭の転入や共働き家庭の増加などにより平成25年4月現在の待機児童数は181人と前年比61人増加し（図表７）、保育所の待機児童解消等子育て環境の整備は喫緊の課題となっています。

さらに、本市の高齢化率は緩やかに上昇しており（図表８）、今後、団塊の世代の高齢化によりますます少子高齢化が進むとともに、女性高齢者の急増が見込まれています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスに関する希望を聞いたところ、“「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて”を希望する市民が女性 43.3%、男性 29.4%と最も多かったのですが、現実は“「仕事」を優先”とする回答が女性 41.1%、男性 50.4%と最も多く、それぞれの希望する生き方に反して「仕事」を優先せざるを得ない現実があることがわかります。なお、希望と現実が一致（網掛け部分の合計）しているのは女性 17.3%、男性 15.9%でした（図表９）。

さらに、市民意識調査では、男女がともに働きやすくなるために必要なこととして、「仕事と生活の調和が取れるように、企業が積極的に支援すること」、「保育サービスなどの子育て支援を充実すること」、が上位に上げられました。また、「育児や介護をすることに対する周囲の理解と協力を深めること」と答えた女性も多くおり、行政サービスの充実と共に、企業の取り組みや周囲の理解が必要なことがわかります（図表 10）。

ワーク・ライフ・バランスは育児や介護といった事情を抱えた人々だけではなく、全ての市民の生活の質の向上をもたらすものであり、市民一人ひとりが自分らしく生きていけるよう施策を進めていくことが重要です。

女性の社会参画では、市の各種審議会に占める女性委員の割合は、東京の区部や市部の平均値を上回っていますが、個別の委員会をみると女性委員が少ない委員会もあるため、それらの委員会ではさらに女性委員の数を増やすことが望まれます（図表 11）。また、市役所の女性管理職は 5 人（5%）と東京の区部、市部のいずれの平均値も下回っており、女性管理職の増加も期待されています（図表 12）。

図表3　年齢階級別労働力率（武蔵野市：男女別）

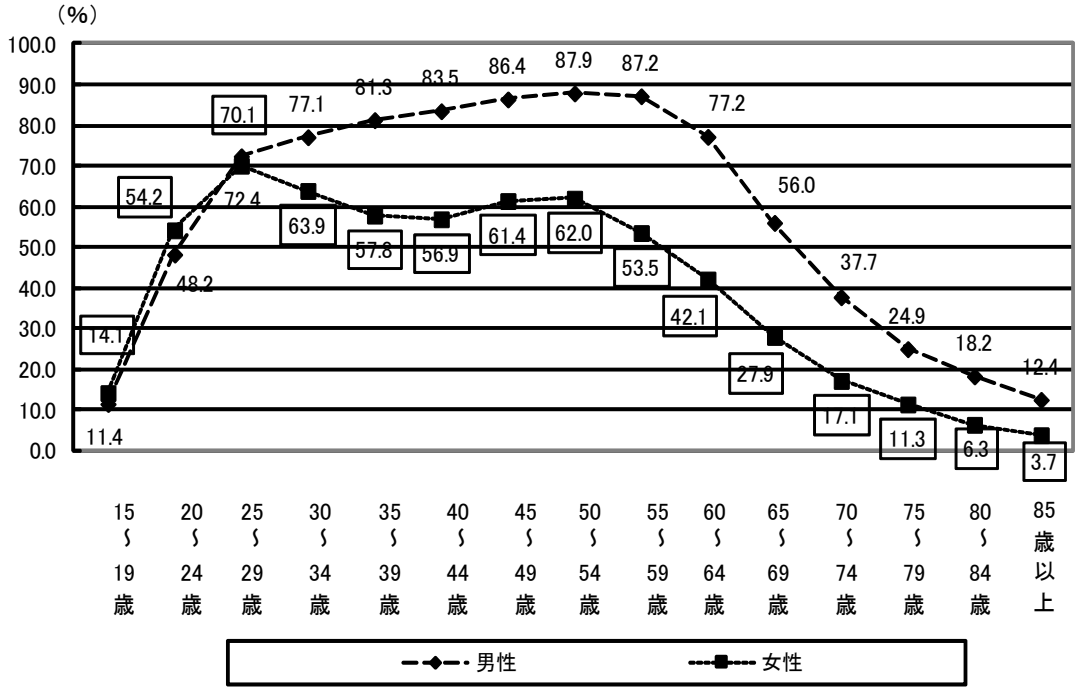

出典：総務省統計局「国勢調査」（平成22年）

図表4　女性の年齢階級別労働力率の比較（武蔵野市、東京都、全国）

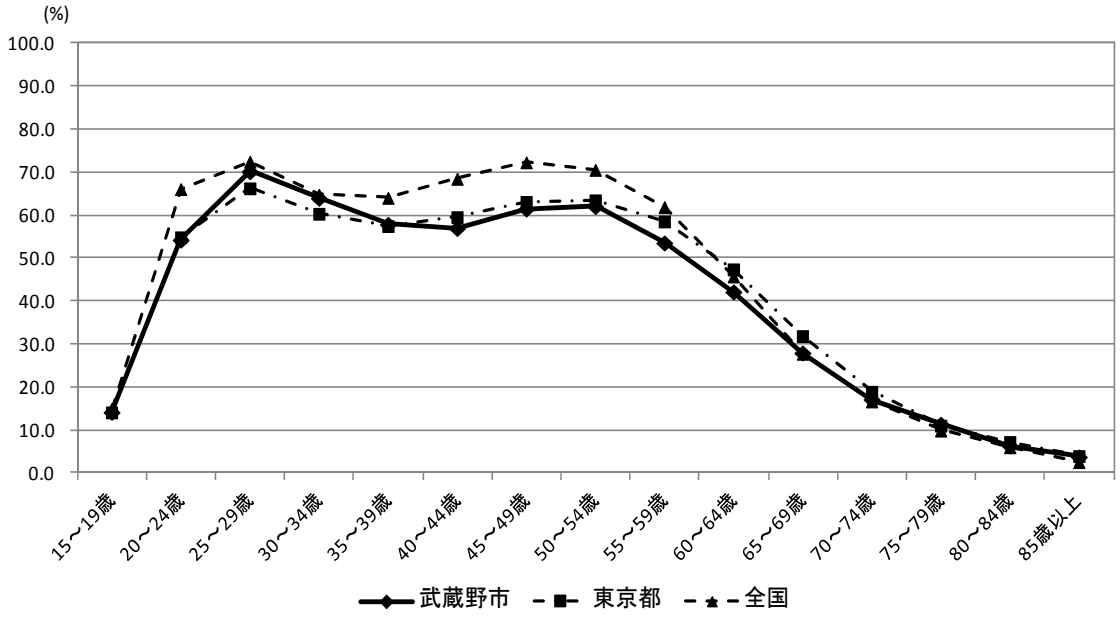

出典：総務省統計局「国勢調査」（平成22年）

図表5　合計特殊出生率の推移（武蔵野市、東京都、国）

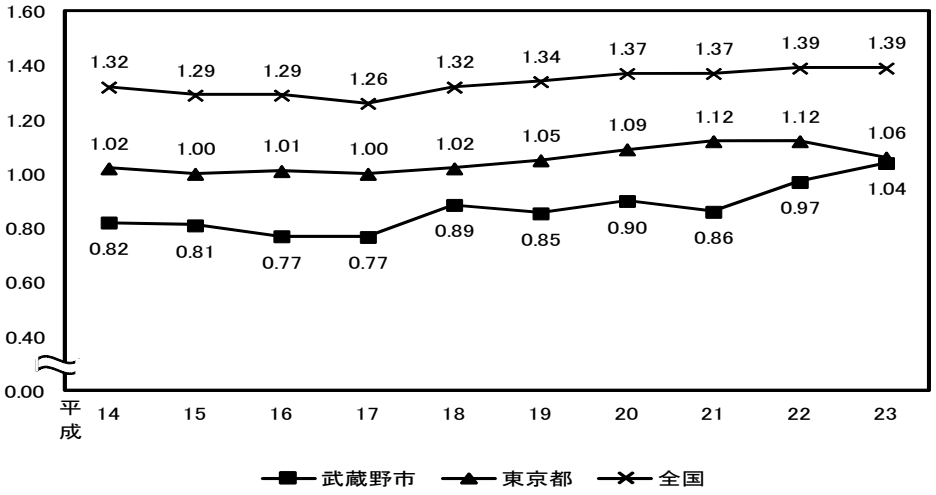

出典：東京都「人口動態統計調査」（平成24年）

図表6　　認可保育園等定員の推移（武蔵野市）

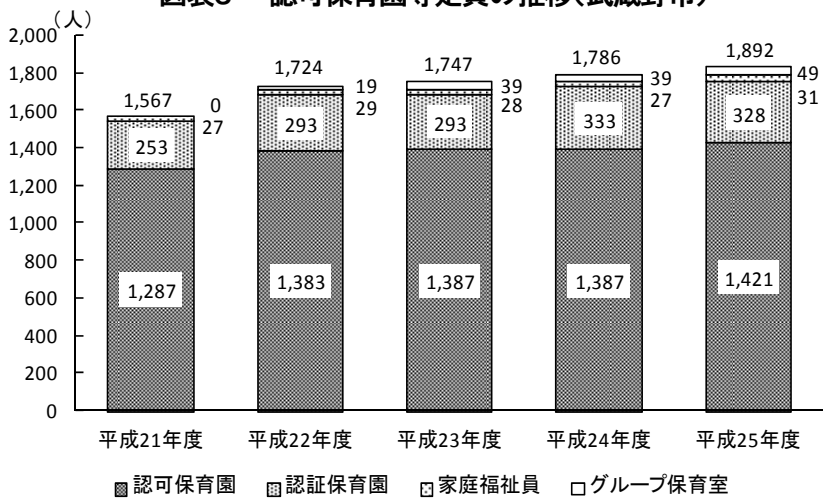

出典：「武蔵野市保育概要 2013」

図表7　待機児童数の推移（武蔵野市）

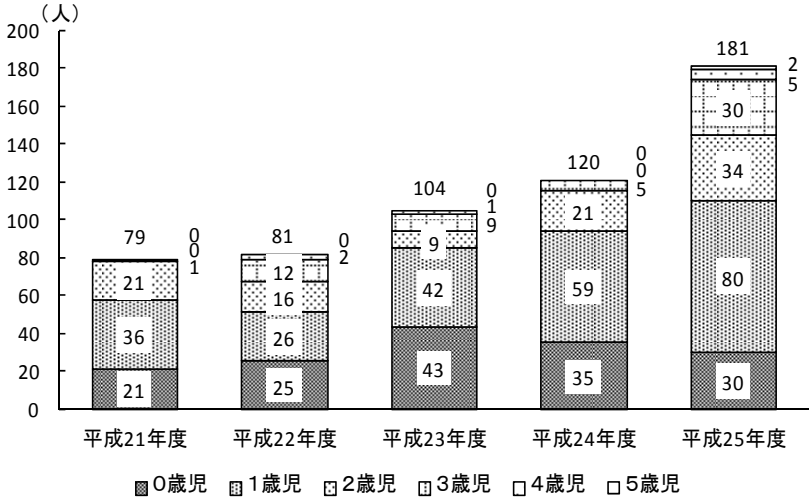

出典：「武蔵野市保育概要 2013」

図表8　総人口と高齢者(65 歳以上)人口(武蔵野市)

各年4月1日現在

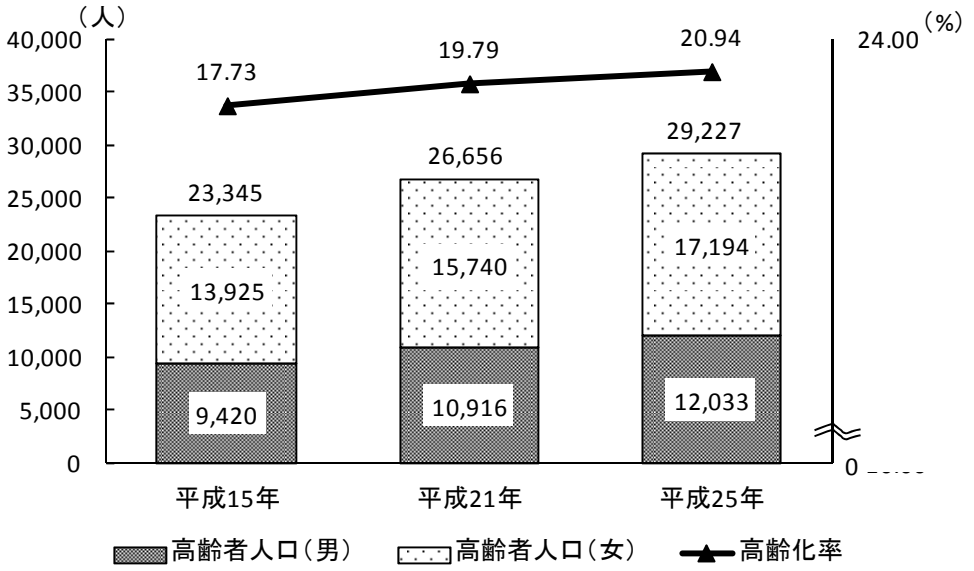

出典:「武蔵野市の人口統計」

図表9　ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の一致・不一致(武蔵野市)

＜現在仕事をしている人＞

n＝180

（女性）		希望先 「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「個人の生活」を優先	「仕事」と「家庭生活」を優先	「仕事」と「個人の生活」を優先	「家庭生活」と「個人の生活」を優先	「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて	計
現実	「仕事」を優先	0.0	5.6	5.6	3.9	5.0	7.2	13.9	41.1
	「家庭生活」を優先	0.0	1.7	1.1	1.7	0.0	0.6	2.8	7.8
	「個人の生活」を優先	0.0	0.0	1.7	0.0	1.1	1.1	1.7	5.6
	「仕事」と「家庭生活」を優先	1.1	0.6	0.0	4.4	0.6	1.1	10.0	17.8
	「仕事」と「個人の生活」を優先	0.0	0.6	4.4	0.0	2.8	2.8	7.2	17.8
	「家庭生活」と「個人の生活」を優先	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1
	「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	1.1	6.7	8.9
	計	1.7	8.3	12.8	10.6	9.4	13.9	43.3	100.0

網掛け部分が、希望と現実が一致　17.3%

※現実、希望の両方またはどちらかが無回答の人を除いている。

n＝119

（男性）		希望先 「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「個人の生活」を優先	「仕事」と「家庭生活」を優先	「仕事」と「個人の生活」を優先	「家庭生活」と「個人の生活」を優先	「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて	計
現実	「仕事」を優先	0.0	5.9	8.4	11.8	4.2	5.0	15.1	50.4
	「家庭生活」を優先	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	1.7
	「個人の生活」を優先	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.8	0.8	5.0
	「仕事」と「家庭生活」を優先	0.0	3.4	0.8	9.2	0.0	2.5	7.6	23.5
	「仕事」と「個人の生活」を優先	0.0	0.0	4.2	2.5	0.8	0.8	3.4	11.8
	「家庭生活」と「個人の生活」を優先	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.8	2.5
	「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて	0.0	0.8	0.8	1.7	0.8	0.0	0.8	5.0
	計	0.0	10.1	18.5	25.2	5.9	10.9	29.4	100.0

網掛け部分が、希望と現実が一致　15.9%

※現実、希望の両方またはどちらかが無回答の人を除いている。

出典:「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」(平成 24 年)

図表10　男女がともに働きやすくなるために必要なこと（武蔵野市：複数回答）

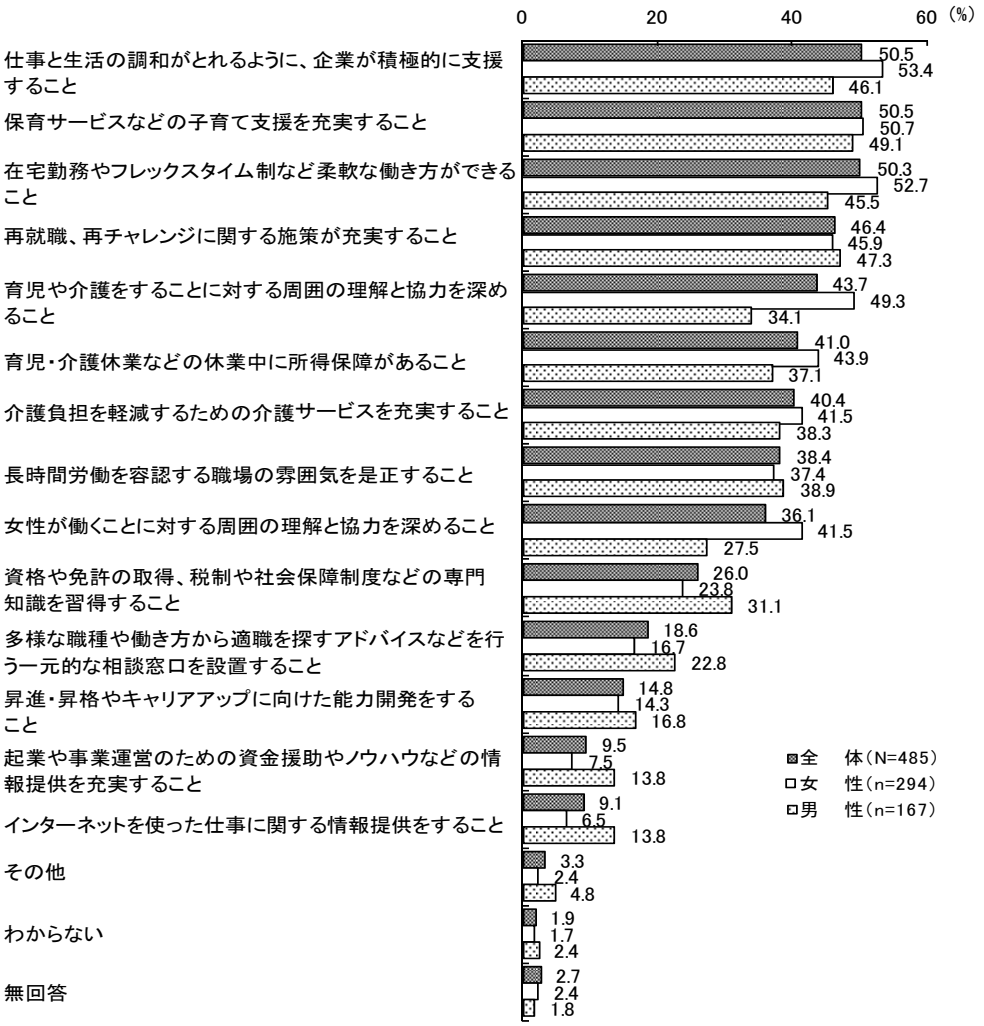

出典：「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

図表11　審議会等に占める女性委員の割合（武蔵野市）

	武蔵野市			23区平均	26市平均
	委員総数	女性委員数	女性の占める割合	女性の占める割合	女性の占める割合
行政委員会	35人	8人	22.9%	16.1%	11.6%
付属機関	597人	197人	33.0%	25.5%	27.6%
その他の審議会	893人	495人	55.4%	34.1%	37.8%

図表12　管理職者に占める女性職員の割合（武蔵野市役所）

	武蔵野市			23区平均			26市平均		
	総数	女性	女性の占める割合	総数	女性	女性の占める割合	総数	女性	女性の占める割合
庁内管理職者	100人	5人	5.0%	2157人	301人	14.0%	2548人	330人	13.0%

（基準日：平成 24 年 4 月 1 日）

出典：東京都「平成 24 年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査表」より作成

基本施策１　ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和が実現した社会をめざし、一人ひとりの働き方や生き方を見直すことが望まれています。特に家事・育児は女性の役割、仕事は男性の役割といった固定的な役割分担の意識を変革し、女性の就労継続支援や再就職支援等女性のワークへの参画促進や、男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加等、男性のライフへの参画促進に向けた意識づくりを進めることが重要です。

（１）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
13	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	子ども家庭課 男女共同参画担当	市民	継続
14	男女共同参画情報誌「まなこ」でワーク・ライフ・バランス掲載	情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	男女共同参画担当	市民	継続

基本施策２　職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

市内事業所の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業者のニーズに応じた情報発信や市内事業者独自の取り組み事例の紹介などを行うとともに、今後策定が予定される産業振興計画と連動し、事業者のワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを支援することが望まれます。

また、本市役所も次世代育成計画特定事業主として、職員に向けたワーク・ライフ・バランスを推進し、その実績を市民に公表していくことが求められています。

（１）地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
15	地域企業の両立支援促進に向けた融資制度やアドバイザー派遣制度等の研究	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を検討するとともに、企業の要請に応じて専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を研究する。	生活経済課 男女共同参画担当	事業者等	新規

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
16	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女共同参画の推進を評価項目に入れ市内企業の育児休業等を促進する。	管財課	事業者等	継続
17	市内事業所に向けた情報発信の充実（国・都・市の助成制度等の周知）	市内事業所に向けた講座、セミナーを開催し、企業内啓発・推進役育成や国・都・市の助成制度等の周知を図る。	生活経済課 子ども家庭課 男女共同参画担当	事業者等	充実
18	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介を行うよう検討する。	生活経済課 男女共同参画担当	事業者等	新規
19	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	生活経済課	事業者等	継続

（2）ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
20	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	人事課	市組織	充実
21	長時間勤務の是正	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、長時間勤務を是正する。	人事課	市組織	充実
22	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験者による講演会、職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	人事課	市組織	充実

基本施策３　子育て及び介護支援の充実

自分らしく働きたい、継続して働きたいと願う女性が増えている一方で、長時間労働や両立支援制度など労働環境の改善と共に、子育て支援や介護支援などライフステージごとの課題に対応した施策の展開が望まれます。

第１子出産を機に６割の女性が離職しているといわれているように、継続就労支援を希望する女性にとって子育て環境の改善は不可欠です。特に待機児童対策は大きな問題であり、これまでも市は待機児童ゼロを目指し多様な主体による多様な保育サービスを拡充してきましたが、共働き家庭の増加等による待機児童対策や子育て家庭の支援についてさらに充実することが求められます。また、保育園等を利用していない母親の子育てに関する悩みや孤立を解決するための支援も必要です。

さらに、これまで介護は女性が担うものとして捉えられがちでしたが、少子高齢化社会における介護の問題は男女ともに大きな課題で、介護支援の充実が求められています。特に、介護を理由とした男性の離職が増加傾向にあり、家事経験が不足している男性が多いため、男性の家事能力のスキルアップや心理的ケアなどについて一層の取り組みが必要になります。

（１）子育て支援施策の充実（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
23	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	子ども家庭課	市民	充実
24	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育園における専門職の活用による相談事業などを実施する。	保育課	市民	継続
25	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育て支援団体リーダー研修会など人材育成やネットワーク作りを図り、子育て家庭を支援する。	子ども家庭課	市民	継続
26	ファミリーサポート事業への支援	ファミリーサポート事業の機能を有する市内事業所の支援を通じて、子育て家庭の就労継続を支援する。	保育課	事業所等	継続
27	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	子ども家庭課	市民	継続
28	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児童をはじめとするさまざまな保育ニーズへの対応を推進する。	保育課	市民	継続
29	待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実	待機児童ゼロに向け、認可保育園や保育ママなどの多様な主体による多様な保育サービスの整備を図る	保育課	市民	充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
30	児童施設の機能の充実	地域子ども館あそべえや学童クラブ等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	児童青少年課 子ども家庭課	市民	継続
31	産前・産後支援ヘルパー事業	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	子ども家庭課	市民	継続
32	「まちぐるみ子育て応援事業補助金」	武蔵野市内において、地域の商店会等と連携しながらまちぐるみで子育て家庭を応援する事業の実施団体に対し、補助を行う。	子ども家庭課 生活経済課	事業所等	充実
33	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	障害者福祉課	市民	充実

（2）介護支援施策の充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
34	介護に関わる人材の養成と確保	ヘルパーやケアマネジャー等の研修等を実施し人権の尊重に配慮した介護ができる人材を育成する。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	継続
35	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供のしくみを充実し、連携を強化する。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	継続
36	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。また、認知症相談や在宅介護支援センター・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに24時間365日の相談体制も強化していく。	高齢者支援課	市民	継続
37	在宅サービスの充実により介護家族の負担軽減	同居家族がいなかったり、勤務等をしている場合でも、可能な限り在宅生活が継続できるためのサービスを充実し、介護する家族の負担を軽減する。	高齢者支援課	市民	充実
38	介護家族向け施策の充実	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせた家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	高齢者支援課	市民	充実

基本施策４　あらゆる分野への女性の参画の推進

様々な分野で、多様な個性や価値観を持つ人材を生かすことが重要な課題になっており、行政や就労分野、地域活動等における女性の積極的な参画が求められています。

特に女性が意思決定の場に参画することは重要で、本市の関係機関の委員や市・学校における指導的な地位に占める女性の割合を高め、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう環境を整えることが必要になっています。

また、出産や子育てで離職した女性の再就職は非常に厳しい状況となっていますので、ハローワークとも連携し、講座等を通じた就職情報提供や相談等を行い、女性の再チャレンジへの支援を行うことが重要となっています。

さらに、本市では地域福祉活動など地域活動への女性の参画は進んでいますが、東日本大震災の教訓を生かし、地域の防災力の向上を図るため、男女が共に協力して取り組むことが重要であることが再認識されたところです。男女共同参画の取り組みを進め、安全・安心の地域社会づくりが望まれます。

（１）政策・方針決定の場への女性の参画の促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
39	市役所内の審議会等における女性委員の割合	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	男女共同参画担当	市組織	充実
40	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性リーダー育成研修や講演会の実施、女性の自主研究グループの活動支援等の取り組みを行う。	人事課	市組織	充実
41	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職試験を推奨する。	指導課	市組織	継続

（２）女性の再就職支援・起業支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
42	就職・再就職に関する情報収集・提供や支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。またハローワーク・都しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	生活経済課 男女共同参画担当	市民	充実
43	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やＮＰＯ等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。	生活経済課 市民活動推進課 地域支援課	市民	継続

（３）女性の地域活動への参画促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
44	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	地域支援課	市民	継続
45	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引き作成や訓練を実施する。	防災課	市民	新規

基本施策５　男性の家庭・地域活動への参画推進

一人一人のライフステージに応じ、家庭や地域においてやりがいや生きがいを実現することは、男女を問わず重要なことです。各世代の男性がその個性と能力を生かすことができるように積極的に支援することが望まれます。

（１）男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
46	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	子ども家庭課 児童青少年課 健康課	市民	継続
47	介護家族向け施策の充実（事業 38 再掲）	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせ、家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	高齢者支援課	市民	充実
48	男性の地域活動について「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを活用した情報提供と啓発活動	「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	男女共同参画担当	市民	継続
49	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性の地域参加について、「お父さんお帰りなさいパーティ」や男性料理教室等のきっかけづくりとなる情報提供やその後のバックアップを行う。	地域支援課 高齢者支援課 児童青少年課 生涯学習スポーツ課	市民	継続
50	ＰＴＡ活動への男性の参加促進	ＰＴＡ活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	指導課 生涯学習スポーツ課	市民	継続

トピックス②　武蔵野市の子育て支援施策

◆**一時保育**：保護者の通院・リフレッシュなどの理由により、認可保育園５園で、概ね生後３か月～就学前児までのお子さんを日中預かります。事前登録制となっており、園によっては預かる保育時間帯等が違うが概ね月～金曜日の午前９時～午後５時。

◆**緊急一時保育**：保護者の入院または同居家族の看護など緊急な理由により、概ね生後６週間～就学前児のお子さんを保育園等で日中預かります。原則として１か月以内（特別の場合３か月以内）

◆**病児・病後児保育**：入院治療の必要ない病気中又は病気の回復期で集団生活が困難な、生後６か月～小３までのお子さんを、保護者が勤務などにより家庭で療養できない場合に預かります。登録制。病後児保育室「ラポール」、病児・病後児保育室「プチあんず」。

◆**すくすくスタート事業**：妊婦及び在宅で子育てしている家庭が地域から孤立せず、子育て不安を解消することを目的として、０歳～１歳３か月のお子様を初めて子育てされているご家庭が、近隣の認可保育園に登録して、サポートを受けられる事業です。（平成 25 年 10 月～平成 26 年３月の試行事業）

◆**0123 吉祥寺、0123 はらっぱ**：0～3 歳の子どもとその家族が、自由に来館し楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。わいわいタイム、年齢別ひろば、プール遊びなど。

◆**こどもテンミリオンハウス　あおば**：家のように、ゆっくりと過ごしたり遊んだり、話を聞いてもらったり、くつろげる施設。あひる事業(親子の広場)、ひまわり事業(一時保育)、はあと事業(相談)など。

◆**みどりのこども館**：発達が気になる子どもとその親への相談支援（地域療育相談ハビット)、児童発達支援（こども発達支援室ウィズ)、地域開放型子育て支援（おもちゃのぐるりん）の３の機能を備えた本市における地域療育システム中核施設。

◆**すくすく泉**〔平成 26 年 7 月開設予定〕：子どもの健やかな成長と親の子育て力の向上を図る地域参加型の複合型子育て支援施設。文庫を活用したひろば事業、グループ保育事業、一時保育事業など。

◆**地域子ども館・あそべえ**：保護者を含めた地域全体で子どもを育てるという考え方に基づき、放課後等の子ども達の居場所づくりや異年齢児童の交流を目的として、全市立小学校で「教室開放」「校庭開放」「図書室開放」を行っています。

基本目標Ⅲ　人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の実現を著しく妨げるものです。特に、家庭内における暴力は、夫婦間の暴力であっても子どもに対しても深刻な影響を与え、児童虐待に当たるとされています。

配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援を総合的・体系的に取り組んでいくために、本計画内に「武蔵野市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として提言します。

また、ひとり親家庭や孤立しがちな高齢者など、配慮が必要とされる人へのセーフティネットの構築が必要とされています。女性は出産を契機に離職したり、非正規雇用につくことが多く経済的に不安定な状況におかれやすく、ひとり親（母子）家庭でもその傾向が顕著にみられます。ひとり親家庭の実態を把握して、父子家庭や母子家庭それぞれのニーズに合わせた総合的・体系的な施策が望まれます。高齢者分野では、特に単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれ、より深刻になる孤立、虐待、消費者被害等に対する取り組みがより一層重要になっています。

誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進が図られていますが、特に、次世代を担う新しい命を守り、育んでいくために、また、女性が生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送るために、安心して子どもを産み育てる母子保健の充実が望まれます。

- 基本目標３　人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち
  - ３－１　配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援
    - ３－１－⑴　暴力の未然防止と早期発見（☆）
    - ３－１－⑵　相談事業の充実（☆）
    - ３－１－⑶　安全の確保
    - ３－１－⑷　自立支援
    - ３－１－⑸　推進体制の整備
  - ３－２　セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策
    - ３－２－⑴　セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策
  - ３－３　特別な配慮を必要とする人への支援
    - ３－３－⑴　ひとり親家庭等への支援（☆）
    - ３－３－⑵　高齢者の孤立等防止への支援
    - ３－３－⑶　性同一性障害のある人などへの支援
  - ３－４　女性の生涯にわたる健康施策の推進
    - ３－４－⑴　各種健康診断の充実
    - ３－４－⑵　リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

現状と課題

「暴力」には、殴る等の身体的暴力のほか、言葉による精神的な暴力や性的・経済的・社会的暴力等があり、多くの場合、複合して、また繰り返し行われる傾向があります。

市民意識調査では、親しい関係にある男女間の暴力の認識で、「平手で打つ」（69.3%）などの暴力（身体的）と比較して「大声でどなる」（30.3%）、「配偶者等の外出などに制限」（43.3%）という行為を暴力（精神的）として認識する割合は高くありません（図表 13）。ＤＶの正しい認識が求められています。また、男女間の暴力を防止するために必要なこととして、「相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備」をあげる人が最も多くなっています（図表 14）。

市では、平成 23 年に武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議を設置し、庁内連携体制を構築し、被害者に効果的な支援を行ってきました。また、ＤＶ被害者支援に関する基礎知識の理解をはじめ被害者のプライバシー保護を図るため、市職員への研修の開催や住民情報系システムの改善がなされてきました。

ヒューマン・ネットワークセンターや市民団体により、女性に対する暴力をなくす運動におけるパネル展示や大学への「デートＤＶ防止」出前講座等啓発活動を実施してきましたが、引き続き取り組みを進めるとともに、今後、市教育委員会と連携し、異性に対する好意が芽生え、交際が始まる頃の中学生に対しても、デートＤＶ講座など、人と人とのより良い関係を築くための取り組みが望まれます。

今後、ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い相談体制の整備を進め、早期対応の仕組みを検討することが求められています。また、安全・安心に配慮した被害者支援を進めるため、警察など関係機関等の連携を深めることが必要になります。

平成 22 年国勢調査では、武蔵野市の「ひとり親家庭世帯」のうち、「母子世帯」が約８割を占め（図表 15）、東京都の「東京の子どもと家庭」調査によると、母子世帯では母親の非正規雇用が多いなど（図表 16）約７割が家計の困窮を訴えています。父子家庭では子育てや家事等の生活上の困難さの訴えが多くなっています（図表 17）。また、都内の自治体において、制度の対象外であった非婚ひとり親家庭に寡婦控除をみなし適用し、保育料算定などの場面で市民サービスの拡充を図る事例もでています。

高齢者の実態では、全国的には男性の５人に１人、女性の４人に１人以上が 65 歳以上の高齢者であり、75 歳以上では６割以上を女性が占めています。また、単身の男性高齢者は、孤立に対する意識や孤立への備えの危機意識が低いといわれており、男性高齢者を対象とする孤立防止の取り組みが望まれます。

東京都福祉保健局の調査によると、高齢者虐待は、被虐待者の8割近くが女性高齢者で、虐待者の続柄では実子(息子・娘)が約6割、同居の未婚の実子が約4割強となっています。介護従事者による虐待では、被虐待者の約８割が女性で（図表 18）、虐待者の約4割が 40 歳未満の職員となっています。

本市では、女性特有の疾病予防のための乳がん・子宮がん検診については、クーポン券や検診手帳の送付など受診率の向上を図る市独自の工夫がなされています。しかし、検診率は横ばい状態になっており、受診者数の増加対策が望まれます（図表 19）。

図表 13　親しい関係にある男女間の暴力の認識（武蔵野市：複数回答）

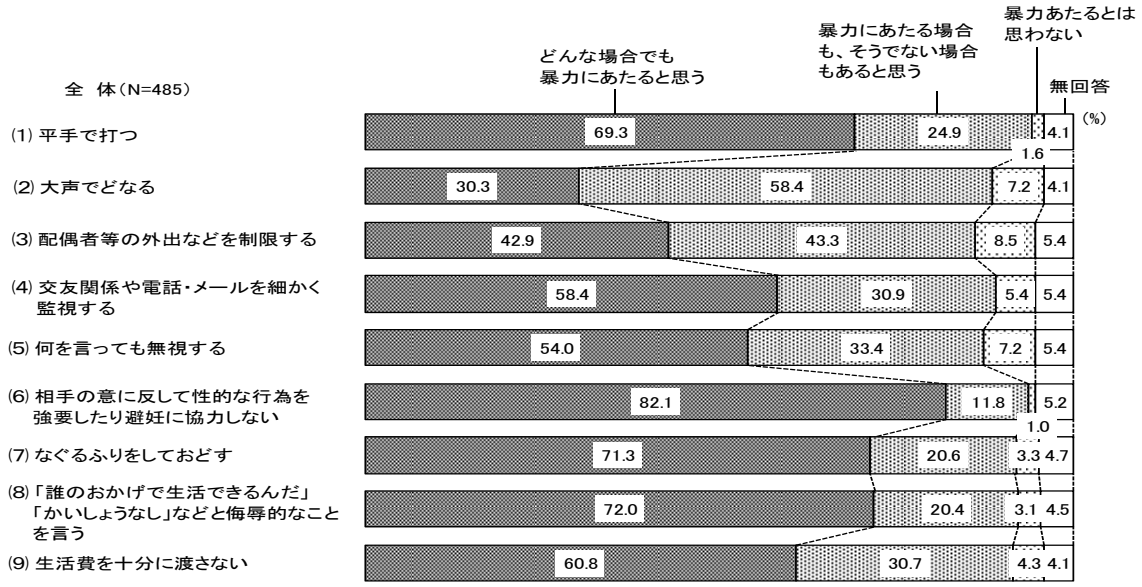

出典:「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

図表14　男女間の暴力を防止するために必要なこと（武蔵野市：複数回答）

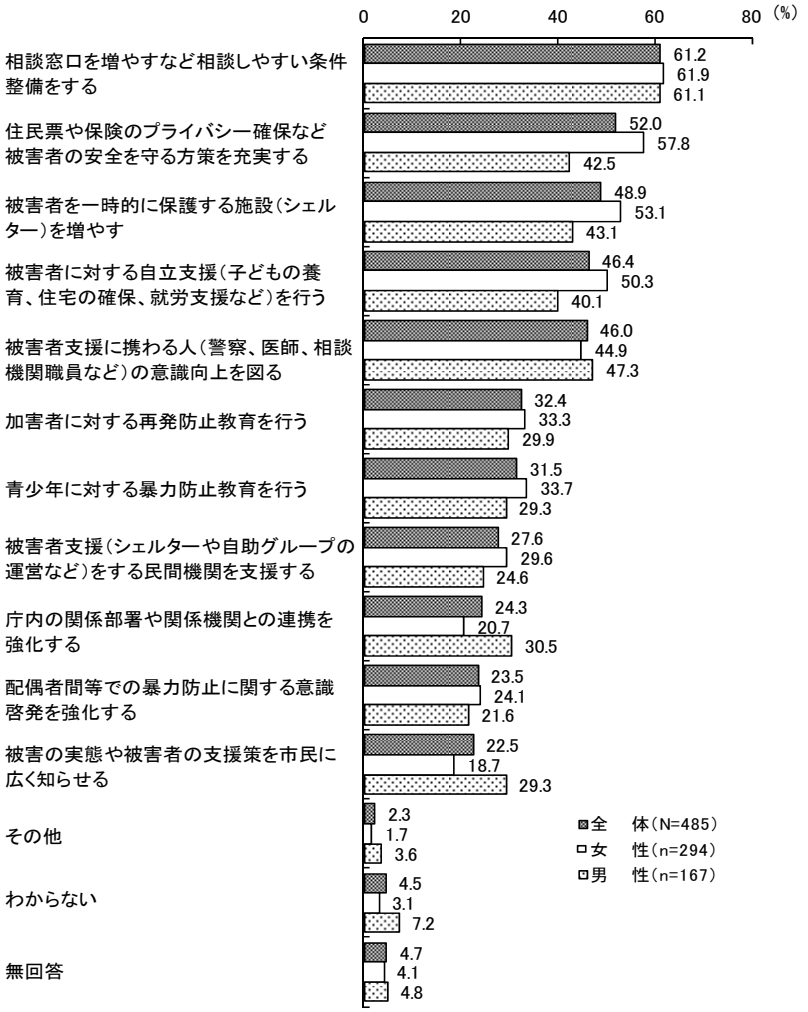

出典:「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

図表 15　ひとり親家庭世帯の推移（武蔵野市）

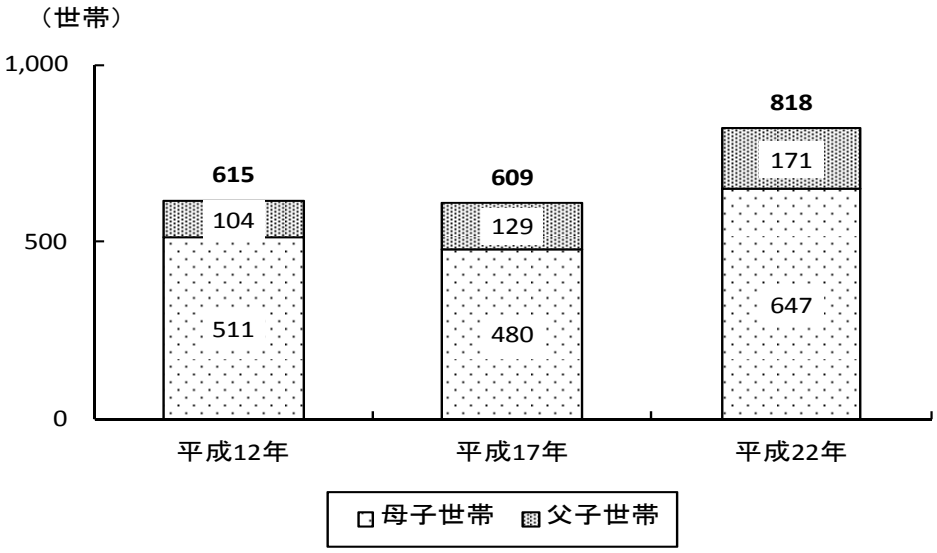

母（父）子世帯＝未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯。
平成22年は、「母子世帯」、「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員（20歳以上の子どもを除く）から成る一般世帯を含めた世帯。

出典：総務省統計局「国勢調査」（平成 22 年）

図表16　ひとり親家庭の親の従業上の地位（東京都）

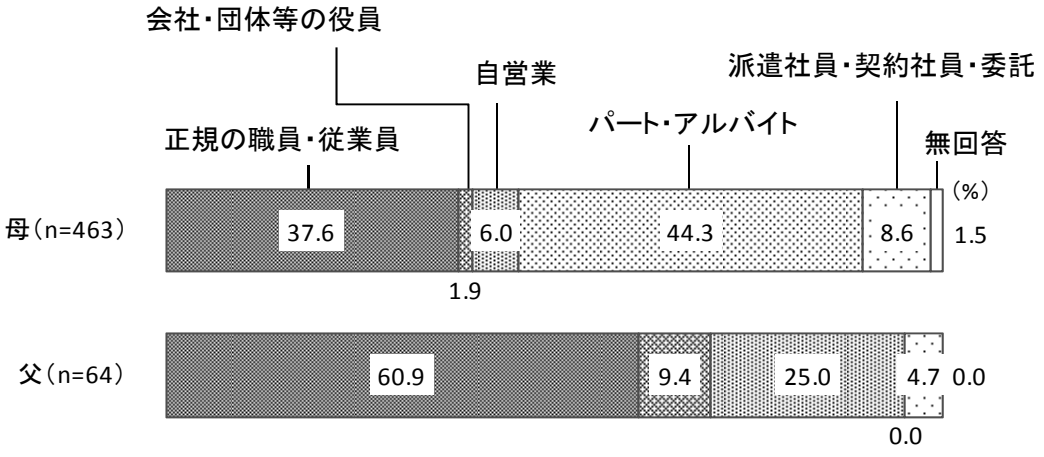

出典：東京都福祉保健基礎調査「東京の子どもと家庭」（平成 19 年）

図表17　ひとり親世帯になって現在困っていること（東京都：複数回答）
＜暮らし向きや子育てに関して現在困っていることがあると回答した人＞

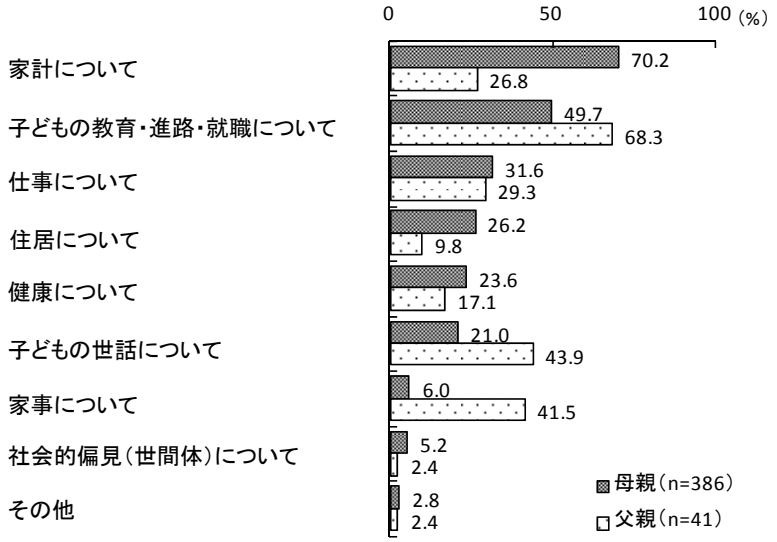

出典：東京都福祉保健基礎調査「東京の子どもと家庭」（平成 19 年）

図表18　家族等(介護者)による高齢者虐待の状況（東京都）

①虐待の種類（複数回答）

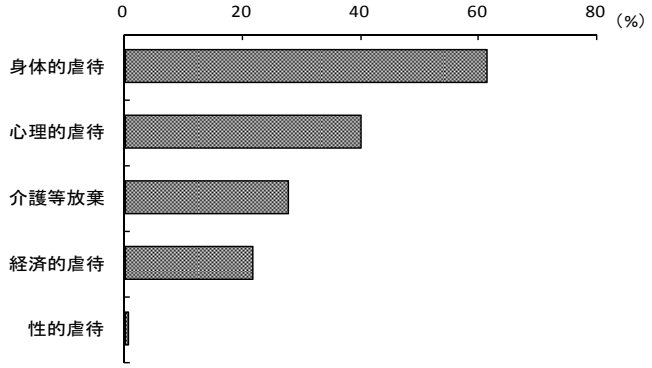

②被虐待者の性別

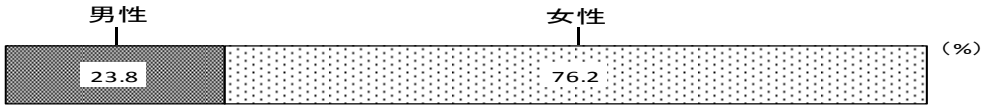

③虐待者の続柄

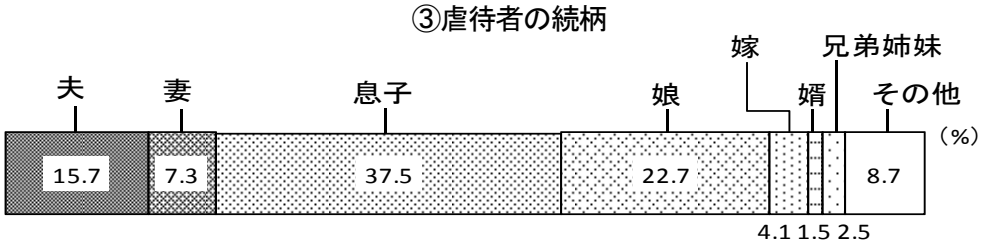

出典：東京都福祉保健局「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（平成 23 年）

図表19　乳がん・子宮がん検診率の推移（武蔵野市）

（%）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
乳がん検診率	20.4	17.2	15.3
子宮がん検診率	33.9	35.0	31.9

出典：「武蔵野の福祉」

基本施策１　配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向けて講座等啓発に取り組むとともに、子ども家庭課と市民活動推進課（相談係）、ヒューマン・ネットワークセンターとの役割分担を明確にしたうえで相談体制を整備し、早期発見・早期対応が図られるよう取り組むことが必要です。また、被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、関係機関との連携を深め、被害者の意思を尊重した安全確保と自立支援を行うことが重要です。

本基本施策の方針（１）～（５）を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」に位置づけ、体系的に取り組むことが望まれます。

（１）暴力の未然防止と早期発見（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
51	配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見	「こんにちは赤ちゃん訪問」や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見に努める。	子ども家庭課 健康課	市民	継続
52	若年世代への意識啓発	市民団体と連携し、市内大学や高校等の協力を得て「デートＤＶ」をテーマに出前講座を実施する。	男女共同参画担当	市民	充実
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	男女共同参画担当	市民	継続
54	男女共同参画情報誌等で広報	「まなこ」及びヒューマン・ネットワークセンター便り「そよ風」で、ＤＶ防止啓発を継続して行う。	男女共同参画担当	市民	継続

（２）相談事業の充実（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
55	女性総合相談窓口の充実	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	市民活動推進課	市民	継続
56	ＤＶ相談体制の庁内連携の確立	相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの相談システムを検討する。	男女共同参画担当 子ども家庭課	市組織	継続
57	ＤＶに関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	子ども家庭課	市民	継続
58	相談窓口体制の整備	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に合わせて、女性総合相談や子ども家庭課などの相談機能を見直すことにより、市民が相談しやすい相談窓口体制の整備を検討する。 高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整、密に連携し、支援を行う。	市民活動推進課 男女共同参画担当 子ども家庭課	市民	新規
59	ＤＶに関する相談窓口の周知	ＤＶ被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を作成し、市内公共施設等のトイレに貼付・配布するなど、相談窓口等の周知について検討する。 幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	男女共同参画担当 子ども家庭課	市民	新規
60	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男女共同参画担当	市民	継続
61	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取り組みを推進する。	市民活動推進課	市組織	継続

（3）安全の確保

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
62	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて安全確保を図る。	子ども家庭課	市民	継続
63	被害者情報の保護	ＤＶ被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	子ども家庭課 情報管理課	市民	継続

（4）自立支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
64	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	関係課における被害者の庁内での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	子ども家庭課	市組織	継続
65	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	子ども家庭課	市民	継続
66	被害者へのカウンセリングの検討	ＤＶ被害を含めた女性総合相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	男女共同参画担当 子ども家庭課 教育支援課	市民	新規
67	子どもに対する心理的援助	ＤＶ家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	男女共同参画担当 子ども家庭課 教育支援課	市民	継続

（５）推進体制の整備

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
68	ＤＶ被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	子ども家庭課	市組織	継続
69	東京都等との連携	東京都が行う近隣４市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	子ども家庭課	市組織	継続
70	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	男女共同参画担当	市組織	新規
71	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女共同参画推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	市民活動推進課 男女共同参画担当 子ども家庭課	市組織	継続
72	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	子ども家庭課	市組織	継続
73	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討する。	男女共同参画担当 子ども家庭課	市組織	継続

基本施策２　セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為は、人権侵害であり男女共同参画社会の実現を妨げるものであるとの認識に立ち、様々な機会をとおして、事業者や市民に対して啓発活動を実施することが求められます。また、被害者に対する支援とそのために必要な体制整備が求められます。

（１）セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
74	セクシュアル･ハラスメントやストーカー防止のための啓発	様々な機会をとおして、事業者や市民に対してセクシュアル･ハラスメント防止についての啓発活動を行う。	子ども家庭課 男女共同参画担当	市民	継続
75	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	子ども家庭課	市民	新規

基本施策３　特別な配慮を必要とする人への支援

ひとり親家庭への支援については、その実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し総合的・体系的な支援が望まれます。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援をする仕組みをつくり、孤立予防や消費者被害防止が必要となっています。また、認知症高齢者などが増えることから家族介護者の負担増等により、高齢者虐待が多くなる恐れがあり、虐待の未然防止や早期発見、早期支援の体制づくりが求められます。

性同一性障害などのセクシュアル・マイノリティについては人権尊重の立場から理解を深めるような講座等の開催が必要です。また、公立小中学校では、児童生徒が相談しやすいよう努め、いじめ問題につながらないような配慮が重要になっています。

（１）ひとり親家庭等への支援（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
76	ひとり親家庭自立支援計画（仮）の策定	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、施策の体系化を図る。	子ども家庭課	市組織	新規
77	ひとり親家庭への生活支援	各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	子ども家庭課	市民	継続
78	ひとり親家庭への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。	子ども家庭課	市民	継続
79	ひとり親家庭の子どもへの教育支援	就学援助費、教育資金の貸付、子ども体験活動事業等により、子どもへの教育支援を行う。	子ども家庭課 教育支援課	市民	継続
80	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	男女共同参画担当	市民	継続

（2）高齢者の孤立等防止への支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
81	孤立防止への取り組み	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」等のネットワークを活用し、市や関係機関、民間事業者等との情報交換・連携により孤立防止に努める。	高齢者支援課	市民	継続
82	虐待防止の対策の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うため、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、庁内関係課や警察・保健所等関係機関との有機的な連携を進め、研修等も実施していく。また、緊急避難用のショートステイを確保し安全確保を図る。	高齢者支援課	市民	継続
83	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	生活経済課 高齢者支援課 安全対策課	市民	継続

（3）性同一性障害のある人などへの支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
84	ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。	男女共同参画担当	市民	継続
85	学校教育における個別的支援	性同一性障害などについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、いじめにつながらないよう、教育相談と連携し、配慮する。	指導課	市民	継続

基本施策４　女性の生涯にわたる健康施策の推進

男女ともに生涯にわたり心身共に健康であることは、男女共同参画社会を進めるうえでも重要な視点です。特に、女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階で身体的な変化が大きいことから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等について男女ともに理解し合うことが求められています。

また、お互いの性を尊重し合うことができるよう支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する理解を深めるよう情報提供や意識啓発に努めることが必要になっています。

（１）各種健康診断の充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
86	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	健康課	市民	継続
87	子宮頸がん予防ワクチン接種	平成 25 年４月から定期接種として実施した。対象者への接種効果と副反応について情報提供を行う。	健康課	市民	継続
88	母体ケアに関する事業の実施	妊娠中の健康管理や安全な出産を迎えるために、「妊婦健康診査」「こうのとり学級」等を実施、出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」により、母体ケアについての情報提供や産後うつの早期発見に努め、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し継続的な支援を行う。 また、母体への理解を深め、子育て参加促進を図るため、父親ハンドブックを配布する。	健康課	市民	継続
89	健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関との連携し、情報共有・提供を行う。	健康課	市民	継続
90	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	健康課	市民	継続

（2）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
91	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	ヒューマン・ネットワークセンター等で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの情報提供や啓発を行う。	男女共同参画担当	市民	継続

基本目標Ⅳ　男女共同参画推進の体制づくりに取組むまち

男女共同参画の堅実な推進には、推進計画、推進拠点、男女共同参画条例を整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させることが有効であると考えます。

男女共同参画推進拠点としてヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充を伴う移転を推進するとともに、第二次男女共同参画計画からの継続課題として条例制定について具体的に検討すべきです。

市政のあらゆる分野において、男女共同参画社会の理念に配慮した各施策の展開がなされることが望まれます。

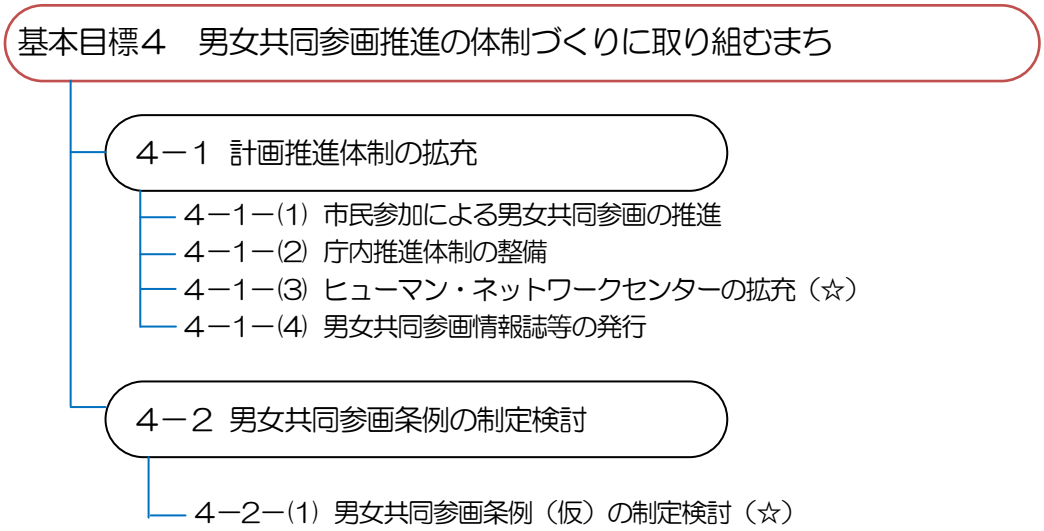

現状と課題

ヒューマン・ネットワークセンターは、平成 10 年に男女共同参画社会の実現をめざす市民や市民団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として開設され、以来、「むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会(現、むさしの男女共同参画市民協議会)」に管理運営委託がなされてきました。第二次男女共同参画計画において男女共同参画推進の拠点施設として位置づけられ、平成 24 年４月に市に直営化されました。平成 24 年度には、17 企画 25 講座を実施し、センター便り「そよ風」を発行し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行っています。

しかしながら、ヒューマン・ネットワークセンターや男女共同参画情報誌「まなこ」の認知度は低く、男女共同参画を推進する中核事業として、さらなる充実に向けた見直しが必要になっています（図表 20、21)。武蔵境市政センター移転とともにヒューマン・ネットワークセンターの移転も予定されており、ＤＶ防止対策にも対応し得る新たな課題解決に向けた男女共同参画センターとしてのあり方が問われています。

男女共同参画条例については、市民意識調査結果では、男女共同参画条例制定の是非を問う質問に対して約５割の人が「条例があるとよい」と答えています（図表 22)。また男女共同参画を推進する指針として、都内では 21 区市で条例が制定されています。

図表20 武蔵野市の施策の認知度(武蔵野市)

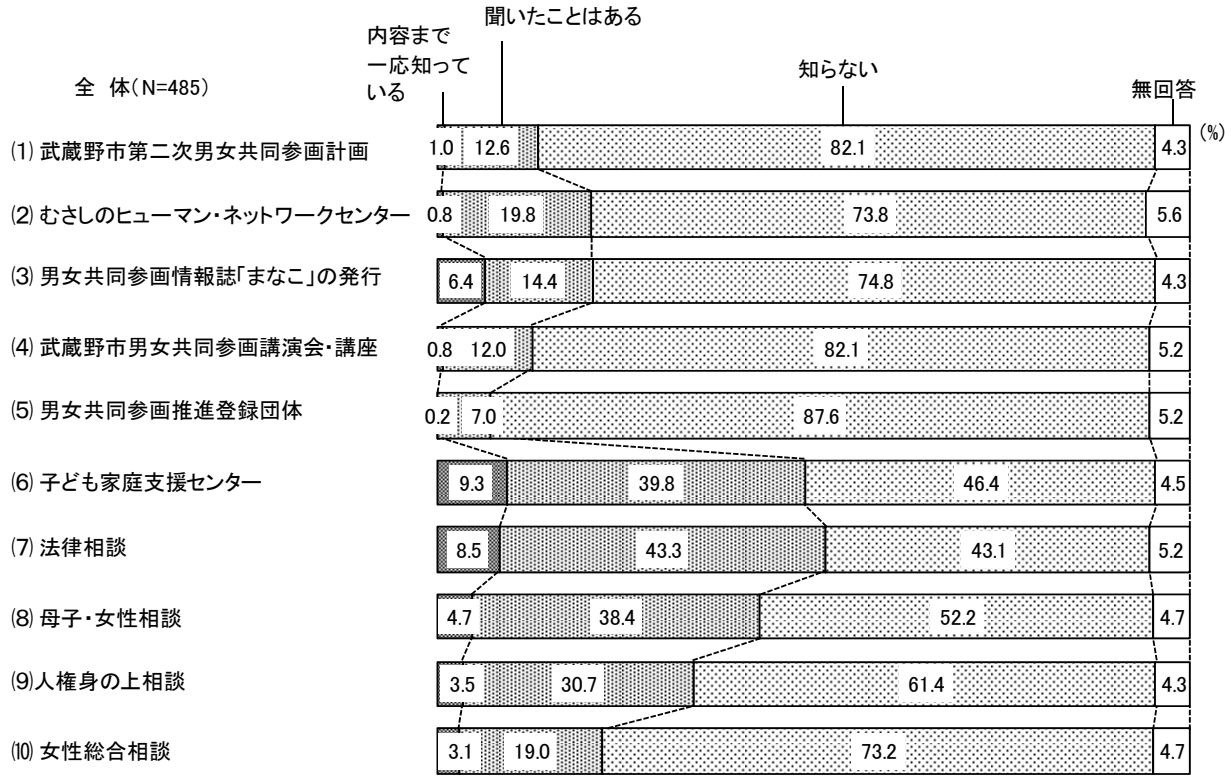

出典:「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」(平成 24 年)

図表21　むさしのヒューマン・ネットワークセンターに期待すること

（武蔵野市：複数回答）

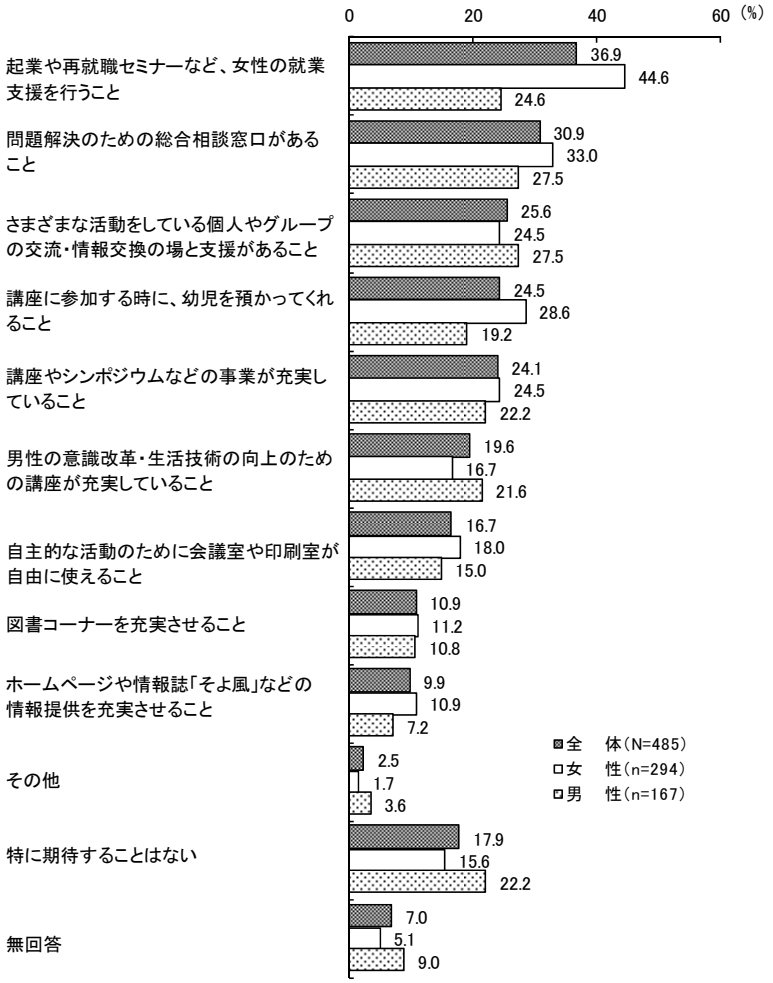

出典：「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

図表22　男女共同参画基本条例制定について（武蔵野市、男女別）

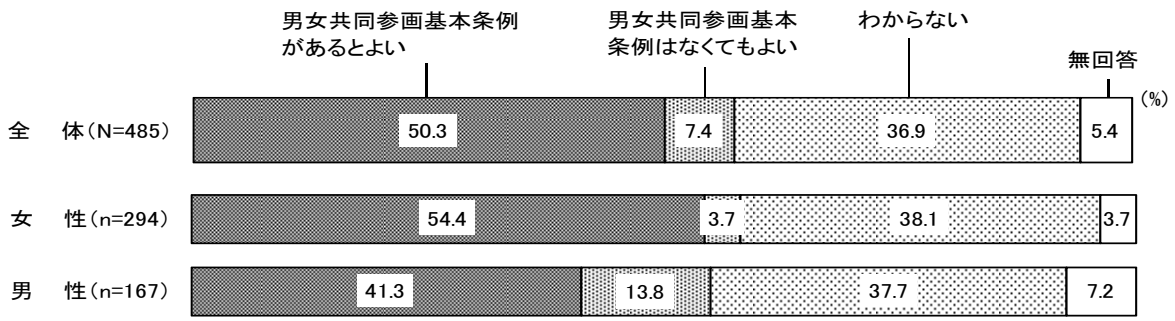

出典：「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年）

基本施策１　計画推進体制の拡充

男女共同参画社会の実現には本計画の着実な実施が重要です。男女共同参画推進委員会及び庁内推進会議を中心に、計画の進捗状況を点検・評価し、課題の解決が望まれます。

ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、早急にセンターのあり方を検討すべきです。これまでのセンターの特徴である市民及び市民団体との協働・参画を基調に、配偶者暴力相談支援センター機能の一部を担う等、専門性と総合性を合わせもつ男女共同参画施策の推進拠点とする方向で検討することが望まれます。

（１）市民参加による男女共同参画の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
92	むさしの男女共同参画市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女共同参画市民協議会をはじめ男女共同参画登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女共同参画への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	男女共同参画担当	事業者等	充実
93	男女共同参画推進委員会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため推進委員会を設置運営する。なお、計画改定や計画進行管理など目的に応じた委員会の設置を行う。	男女共同参画担当	市組織	継続

（２）庁内推進体制の整備

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
94	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、推進委員会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	男女共同参画担当	市組織	継続
95	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、推進委員会で報告する。	男女共同参画担当	市民	継続
96	人材育成の推進	市職員が男女共同参画に関する理解を深め、それぞれの業務について男女共同参画の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	人事課 男女共同参画担当	市組織	継続

（３）ヒューマン・ネットワークセンターの拡充（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
97	ヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充と円滑な移転	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女共同参画の推進拠点として機能拡充を図る。また、専門性を計画策定や市施策に反映できるよう、組織の在り方等について検討する。	男女共同参画担当	市組織	継続
98	各種講座等の実施	男女共同参画推進に関する課題解決に向けた各種講座を市民団体や関係機関との連携を図り実施する。	男女共同参画担当	市民	継続
99	講座修了者のフォローアップ支援	ヒューマン・ネットワークセンター講座修了者に団体活動の情報提供を行うなど、市民団体の活性化を図る。	男女共同参画担当	市民	新規
100	ヒューマン・ネットワークセンター登録団体の見直し	ヒューマン・ネットワークセンター移転に伴い、男女共同参画センターとしての利用登録団体のあり方について検討・見直しを行う。	男女共同参画担当	事業者等	継続

（４）男女共同参画情報誌等の発行

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
101	「まなこ」「そよ風」の発行（事業５再掲）	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるよう検討する。	男女共同参画担当	市民	充実

基本施策２　男女共同参画基本条例（仮）の制定検討

男女共同参画基本条例（仮）は、市の男女共同参画の推進を図るための基本的な理念、目標となる社会や基本的方向性を示し、男女共同参画計画に法的根拠を与えるものです。

男女共同参画基本条例（仮）の制定については、まず庁内検討会において課題を整理し、その検討結果を踏まえつつ、条例の必要性や趣旨が広く市民に理解し共有されるためにも市民や有識者等を含めた検討する場を早急に設置することを求めます。

（１）男女共同参画基本条例（仮）の制定検討（☆）

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
102	庁内検討会の設置	庁内検討会を設置し、事例研究や課題の整理を行い、市民・有識者による検討会設置に向け準備する。	男女共同参画担当	市組織	継続
103	市民・有識者を含む検討会の設置	市民への意識の浸透を図り、施策推進の基本指針とするため、条例制定についての市民・有識者による検討会を設置する。	男女共同参画担当	市組織	継続

◆トピックス③

新むさしのヒューマン・ネットワークセンターの機能に関する整理

■男女共同参画センターが特設される理由

・男女共同参画計画で示された男女共同参画推進のための政策展開の拠点
・性差別克服に向けた課題別学習機会の実施
・困難を抱えている人々の状況改善を目指した相談と学習講座の展開
・女性のエンパワーメントの向上
・日常生活の中の課題を問い直すことで、ＤＶや各種課題の予防につなげる。
・日常のなかで生き辛さや課題を感じている女性・男性の拠り所となる。

■むさしのヒューマン・ネットワークセンターの望ましい機能

・男女共同参画の推進は、行政側が学習機会を提供するだけでなく、市民自らが当たり前と捉えてきたことを問い直すことから始まる。生活の中の課題を洗い出し、その解決に向けて市民が主体的な取り組みをすることが重要であり、センターはそのための場所（拠点）である。したがって「学び」「交流」「活動支援」「相談」「情報提供」「調査・研究」の６つの機能が相互に有機的につながることが必要。それが男女共同参画の推進や性に対して平等な社会づくり、市民をエンパワーメントすることになる。

＊　センターにおける相談機能の必要性

・相談につながるには相談者のエネルギーも必要となるが、相談する内容が未整理な場合も多く、まずは一緒に整理をしながら考えていけるような敷居の低い身近な窓口が必要である。庁舎内では、その目的を達成することはできない。そのため、身近な生活の場所にセンターを設置し、庁舎での相談とは別に、センターでも相談を行えるようにする必要がある。
・平日勤務の市民には、市役所で行っている女性総合相談やひとり親・女性相談には時間的制約（９時～１７時）があり、つながれない。それらの人たちの受け皿になることもセンターにおける相談の重要な役割である。
・「相談」ですくい上げたニーズを「学び」に活かすことが重要である。なぜなら相談では、“今ここ”の課題・ニーズが集まってくるからである。相談につながれない人たちが「学び」につながり、そしてそれを「相談」につなげるというネットワークが、切れ目のない支援への第一歩である。

「むさしの男女共同参画市民協議会」が提案する新センターの機能―第 10 回委員会資料より

第三次男女共同参画計画の数値目標一覧

基本目標	指標	24 年度 実績	30 年度 目標	根拠及び確認	主管課
基本目標Ⅰ 普及啓発	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女共同参画担当
基本施策Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	41.1% ＊1	50%	市民意識調査	男女共同参画担当
基本目標Ⅱ 女性参画促進	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	45.9%	50%	武蔵野市における委員会等への女性の参画状況調査	男女共同参画担当
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	市役所内における女性管理職の割合(%)	6.8%	改定特定事業主行動計画の数値目標を目標とする	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	18.2%		特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.2%		特定事業主行動計画	人事課
基本施策Ⅱ 子育て支援	産前・産後支援ヘルパー事業(回)	1,430 回	改訂子どもプランの数値目標を目標とする	子どもプラン	子ども家庭課
	病後児保育(人・箇所数)	8 人 2 か所		子どもプラン	保育課
	一時保育事業(認可保育所)(人・箇所数)	30 人 5 か所		子どもプラン	保育課
	一時保育事業(その他)(人・箇所数)	5 か所		子どもプラン	保育課
	保育定員(認可保育園)(人・箇所数)	1,391 人 15 か所		子どもプラン	保育課
	DV防止法を知っている人の割合(%)	76.1% ＊2	80%	市民意識調査	男女共同参画担当
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	12・9%	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	大学・高校へのデートDV出前講座(校数)	1 校	6校	男女共同参画実施状況調査	男女共同参画担当
基本施策Ⅲ 女性の健康施策	乳がん検診率(%)	15.3%	50% ＊3	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診率(%)	31.9%	50% ＊3	健康推進計画	健康課
基本施策Ⅳ 推進体制	ヒューマン・ネットワークセンターを知っている人の割合(%)	20.6%	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	まなこを知っている人の割合(%)	20.8%	40%	市民意識調査	男女共同参画担当

＊1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 24 年)　＊2 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成 24 年)　＊3 目標年度は平成 29 年度

参考資料

資料編

① 武蔵野市男女共同参画推進委員会設置要綱
② 武蔵野市男女共同参画推進委員会委員名簿
③ 武蔵野市男女共同参画推進委員会協議経過
④ 男女共同参画社会基本法
⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
⑥ 男女共同参画推進の主な動き
⑦ 武蔵野市市民意識調査概要
⑧ 武蔵野市職員意識調査概要
⑨ 用語一覧

① 武蔵野市男女共同参画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　武蔵野市男女共同参画計画の策定、見直し及び推進に関して検討するため、武蔵野市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

（１）　武蔵野市男女共同参画計画の策定、見直し及び推進に関すること。

（２）　前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

（構成）

第３条　委員会は、12人以内の委員で構成し、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

２　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

２　委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、委員長の指名する委員をもって構成する。

（報酬）

第８条　委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年２月武蔵野市条例第７号）に基づき、市長が定める。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成24年８月29日から施行する。ただし、第９条の改正中「企画政策室市民協働推進課」を「市民部市民活動推進課」に改める部分は、平成24年10月１日から施行する。

② 武蔵野市男女共同参画推進委員会委員名簿

（職業・所属は平成 25 年 9 月現在のもの）

◎は委員長　○副委員長

阿部　敏哉	社福）武蔵野 高齢者施設統括施設長
伊藤　隆子	武蔵野商工会議所建設業部会議員 武蔵野硝子株式会社社長
小川　拓哉	武蔵野市立第五中学校副校長
栗原　毅	公募市民
◎　権丈　英子	亜細亜大学経済学部教授
○　春原　由紀	武蔵野大学名誉教授
竹内寿恵子	公募市民
長尾　亮	弁護士
野田　順子	野の花メンタルクリニック医師
原　利子	むさしの男女共同参画市民協議会会長
二子石　薫	公募市民
松井　滋樹	公募市民

ワーキングチーム名簿　　◎リーダー　○副リーダー

◎ 目澤　弘康	総合政策部企画調整課企画調整主査
久保田由香里	総務部人事課人事係主任
小嶋　敏子	市民部生活経済課産業振興係主任
宮本　亮平	健康福祉部地域支援課主任
若林　俊宏	健康福祉部高齢者支援課相談支援係主任
鈴木早代子	健康福祉部健康課主任
○ 猿井八重子	子ども家庭部子ども家庭課課長補佐兼ひとり親支援担当係長
中園　雅爾	子ども家庭部児童青少年課児童担当係長
佐々木千尋	子ども家庭部保育課管理係主事
谷合みやこ	教育部指導主事
岩村　和明	教育部生涯学習スポーツ課生涯学習係主査

③ 武蔵野市男女共同参画推進委員会協議経過

武蔵野市男女共同参画推進委員会審議経過

	日時	場所	検討内容	傍聴者数
第1回	平成24年 10月５日	市役所	委嘱式・委員会のあり方・今後の方針について	
第2回	11月1日	スイングホール (スカイルーム)	男女共同参画計画策定に向けた社会情勢、市民意識調査について	2名
第3回	12月3日	市民会館	本市の現状と課題の整理について	2名
第4回	平成25年 １月17日	プレイス	本市の現状と課題の整理について、職員意識調査の実施について	0名
視察	2月2日	市内周辺	0123吉祥寺、こどもテンミリオンハウスあおば、学童保育・あそべぇ(大野田小学校)、むさしのヒューマン・ネットワークセンター、桜堤ケアハウス	
第5回	2月21日	スイングホール (スカイルーム)	本市の現状と課題の整理について、市民意識調査結果中間まとめについて	0名
第6回	3月12日	スイングホール (スカイルーム)	本市の現状と課題の整理について、市民意識調査結果(最終報告)について、職員意識調査の結果速報について	2名
第7回	4月22日	プレイス	第三次計画の基本理念・方針について 第三次計画の重点課題について(ワーク・ライフ・バランスの取組み)	2名
第8回	5月28日	プレイス	第三次計画の重点課題について(ワーク・ライフ・バランスの取組み、人権の尊重とＤＶ対応)	2名
第9回	7月2日	プレイス	第三次計画の重点課題について(特別な支援を要する男女への支援、人権の尊重と男女共同参画意識の普及)	2名
第10回	7月29日	プレイス	第三次計画の重点課題について(ＤＶ防止基本計画(案)について、女性の健康施策の推進について、推進体制について)	6名
第11回	9月3日	プレイス	委員会報告書(案)について	2名
第12回	9月26日	スイングホール (スカイルーム)	委員会報告書(案)について	2名
第13回	10月21日	プレイス	委員会報告書(案)について	0名

④ 男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供

その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則
（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附　則
（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則
（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発

生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止

するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同

じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所

書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法 の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章　罰則

第二十九条　保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則
（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則

（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則

（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

⑥ 男女共同参画推進の主な動き

男女共同参画推進の主な動き

	国連関係	国・都	武蔵野市
1970年代	1975年6月（昭和50年） 国際婦人年 世界会議（メキシコシティ） ○世界行動計画　採択 ○1976～85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言	1975年9月（昭和50年） ○総理府婦人問題担当室　設置 1976年6月（昭和51年） ○「民法」 一部改正 （離婚時の氏使用可能等） 1977年1月（昭和52年） ○国内行動計画　策定 1977年10月（昭和52年） ○国内行動計画　前期重点目標　発表 1978年11月（昭和53年） 東京都 ○「婦人問題解決のための東京都行動計画」 策定	
	1979年12月（昭和54年） ○女子差別撤廃条約　採択		
1980年代	1980年7月（昭和55年） 「国連婦人の10年」 世界会議（コペンハーゲン） ○国連婦人の10年後半期行動プログラム　採択 1981年2月（昭和56年） ○ILO第156号条約 （家族的責任を有する労働者条約） 第67回ILO総会で採択	1980年7月（昭和55年） ○女子差別撤廃条約　署名 1981年5月（昭和56年） ○国内行動計画　後期重点目標　決定 1983年1月（昭和58年） 東京都 ○婦人問題解決のための新東京都行動計画 「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」 策定 1984年5月（昭和59年） ○「国籍法・戸籍法」 一部改正・施行 （父系血統主義から父母両系血統主義へ）	
	1985年7月（昭和60年） 「国連婦人の10年」最終年 世界会議（ナイロビ） ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略　採択	1985年6月（昭和60年） ○女子差別撤廃条約　批准（72番目） ○「男女雇用機会均等法」 成立 1986年4月（昭和61年） ○「男女雇用機会均等法」 施行 1987年5月（昭和62年） ○西暦2000年に向けての新国内行動計画　策定	1985年4月（昭和60年） ○婦人行動計画関連事項の担当　決定 ・・・（市民活動課） 1985年10月（昭和60年） ○婦人問題懇談会（第一期）　設置 1986年7月（昭和61年） ○婦人問題に関する意識調査　実施 1986年12月（昭和61年） ○婦人問題懇談会（第一期）　報告書提出 1987年6月（昭和62年） ○婦人問題懇談会（第二期）　設置 1987年9月（昭和62年） ○婦人問題に関する意識調査　実施 1989年4月（平成元年） ○児童婦人部児童婦人室婦人問題担当　設置 1989年10月（平成元年） ○婦人問題関係者会議　開催
1990年代	1990年3月（平成2年） 国連経済社会理事会 ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論　採択	1991年3月（平成3年） 東京都 ○女性問題解決のための東京都行動計画 「21世紀へ　男女平等推進とうきょうプラン」 策定 1991年5月（平成3年） ○西暦2000年に向けての新国内行動計画 （第一次改定） 策定	1990年2月（平成2年） ○第1回女性親善使節団 シンガポール・マレーシアへ派遣 ○婦人団体名簿　発行 1990年9月（平成2年） ○『武蔵野市女性行動計画』 策定 1990年12月（平成2年） ○『統計に見る武蔵野の女性』 発行 1991年2月（平成3年） ○平成2年度女性関係行政推進会議　開催 ○女性行動計画推進市民会議（第一期）　発足 ○女性情報誌『まなこ』 第1号発行 1991年12月（平成3年） ○第2回女性親善使節団 タイ王国へ派遣

	国連関係	国・都	武蔵野市
1990年代			1992年3月（平成4年） ○女性行動計画推進市民会議報告書（第一期） 提出
		1992年4月（平成4年） ○「育児休業法」 施行	
			1992年5月（平成4年） ○平成4年度女性関係行政推進会議 開催
			1992年7月（平成4年） ○女性行動計画推進市民会議（第二期） 発足
			1992年10月（平成4年） ○第3回女性親善使節団 中国へ派遣
			1993年2月（平成5年） ○女性問題に関する意識調査 実施
			1993年9月（平成5年） ○女性行動計画推進市民会議報告書（第二期） 提出
			1993年11月（平成5年） ○第4回女性親善使節団 韓国へ派遣
			1994年4月（平成6年） ○児童婦人部児童婦人室婦人計画係 改称
			1994年5月（平成6年） ○平成6年度女性関係行政推進会議 開催
		1994年7月（平成6年） ○総理府男女共同参画室 設置	
	1994年9月（平成6年） 世界人口・開発会議（カイロ） ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択		1994年10月（平成6年） ○第5回女性親善使節団 インドネシアへ派遣
		1995年6月（平成7年） ○ILO第156号条約 批准（23番目） （家族的責任を有する労働者条約）	
	1995年9月（平成7年） 第4回世界女性会議（北京） ○北京宣言及び行動綱領 採択		1995年8月（平成7年） ○女性NGOフォーラム視察団 北京へ派遣
		1995年11月（平成7年） ○東京ウィメンズプラザ 開館	
			1996年4月（平成8年） ○児童女性部児童女性課女性計画係 改称
			1996年5月（平成8年） ○平成8年度女性関係行政推進会議 開催
			1996年7月（平成8年） ○女性行動計画推進市民会議（第三期） 発足
		1996年12月（平成8年） ○男女共同参画2000年プラン 策定	
			1997年1月（平成9年） ○女性問題に関する意識調査 実施
			1997年4月（平成9年） ○女性団体活動補助金制度 開始
			1997年5月（平成9年） ○平成9年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		1997年6月（平成9年） ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」 改正	
			1997年10月（平成9年） ○女性行動計画推進市民会議報告書（第三期） 提出
			1997年12月（平成9年） ○平成9年度第2回女性関係行政推進会議 開催
		1998年3月（平成10年） 東京都 ○男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」 策定	1998年3月（平成10年） ○『武蔵野市第二次女性行動計画』 策定
			1998年5月（平成10年） ○平成10年度第1回女性関係行政推進会議 開催
			1998年6月（平成10年） ○女性行動計画推進市民会議（第四期） 発足
		1999年4月（平成11年） ○（改正）「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」 施行	1998年11月（平成10年） ○むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設
		1999年6月（平成11年） ○「男女共同参画社会基本法」 成立・施行	1999年5月（平成11年） ○平成11年度第1回女性関係行政推進会議 開催
2000年代		2000年3月（平成12年） ○「東京都男女平等参画基本条例」 成立・施行	2000年3月（平成12年） ○女性行動計画推進市民会議報告書（第四期） 提出
	2000年6月（平成12年） 国連特別総会 女性2000年会議（ニューヨーク）		2000年6月（平成12年） ○平成12年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2000年11月（平成12年） ○「ストーカー行為等規制法」 施行	

	国連関係	国・都	武蔵野市
2000 年代		2000 年 12 月（平成 12 年） ○男女共同参画基本計画　策定	
		2001 年 1 月（平成 13 年） ○内閣府男女共同参画局　設置	
		2001 年 4 月（平成 13 年） ○「配偶者暴力防止法」　成立	2001 年 5 月（平成 13 年） ○平成 13 年度第 1 回女性関係行政推進会議　開催
			2001 年 7 月（平成 13 年） ○女性行動計画推進市民会議（第五期）　発足
		2002 年 1 月（平成 14 年） 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス＆サポート東京プラン 2002」　策定	
		2002 年 4 月（平成 14 年） 東京都 ○配偶者暴力相談支援センター業務を開始 ○（改正）「育児・介護休業法」　施行	2002 年 4 月（平成 14 年） ○企画政策室市民活動センター男女共同参画担当　設置
			2002 年 6 月（平成 14 年） ○平成 14 年度第 1 回女性関係行政推進会議　開催
			2002 年 8 月（平成 14 年） ○男女共同参画に関する意識調査　実施
			2003 年 1 月（平成 15 年） ○女性行動計画推進市民会議報告書（第五期）　提出
			2003 年 6 月（平成 15 年） ○平成 15 年度第 1 回女性関係行政推進会議　開催
		2003 年 7 月（平成 15 年） ○「次世代育成支援対策推進法」　成立 ○「少子化社会対策基本法」　成立	2004 年 4 月（平成 16 年） ○『武蔵野市男女共同参画計画』策定
		2004 年 6 月（平成 16 年） ○「配偶者暴力防止法」　一部改正	
		2004 年 7 月（平成 16 年） ○「性同一性障害者特例法」　施行	2004 年 11 月（平成 16 年） ○平成 16 年度第 1 回男女共同参画推進会議　開催
		2004 年 12 月（平成 16 年） ○「育児・介護休業法」　一部改正	
		2005 年 4 月（平成 17 年） ○（改正）「育児・介護休業法」　施行	2005 年 8 月（平成 17 年） ○平成 17 年度第 1 回男女共同参画推進会議　開催
	2005 年 12 月（平成 17 年） 国連「北京＋10」 世界閣僚級会合（ニューヨーク）	2005 年 12 月（平成 17 年） ○男女共同参画基本計画（第 2 次）　策定	
		2006 年 3 月（平成 18 年） ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」　策定	
		2006 年 6 月（平成 18 年） ○「男女雇用機会均等法」　改正	2006 年 8 月（平成 18 年） ○平成 18 年度第 1 回男女共同参画推進会議　開催
		2007 年 3 月（平成 19 年） 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス＆サポート東京プラン 2007」　策定	
		2007 年 4 月（平成 19 年） ○（改正）「男女雇用機会均等法」　施行	2007 年 4 月（平成 19 年） ○企画政策室市民協働推進課男女共同参画担当　改称
		2007 年 7 月（平成 19 年） ○「配偶者暴力防止法」　改正	2007 年 8 月（平成 19 年） ○男女共同参画推進市民会議　発足
			2007 年 10 月（平成 19 年） ○平成 19 年度第 1 回男女共同参画推進会議　開催
		2007 年 12 月（平成 19 年） ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
		2008 年 1 月（平成 20 年） ○（改正）「配偶者暴力防止法」　施行	
		2008 年 4 月（平成 20 年） ○「パートタイム労働法」　改正	2008 年 7 月（平成 20 年） ○平成 20 年度第 1 回男女共同参画推進会議　開催 ○男女共同参画に関する意識調査　実施

	国連関係	国・都	武蔵野市
2000 年代			2008 年 11 月(平成 20 年) ○男女共同参画推進市民会議報告書　提出
			2008 年 12 月(平成 20 年) ○平成 20 年度第 2 回男女共同参画推進会議　開催
		2009 年 3 月(平成 21 年) ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」　改定	2009 年 3 月(平成 21 年) ○『武蔵野市第二次男女共同参画計画』　策定
		2009 年 6 月(平成 21 年) ○「育児・介護休業法」　改正	2009 年 4 月(平成 21 年) ○男女共同参画推進会議　　改称・改組
	2009 年 8 月(平成 21 年) ○女性差別撤廃委員会 第 6 回日本審査の総括所見発表		
			2009 年 9 月(平成 21 年) ○平成 21 年度第 1 回男女共同参画庁内推進会議　開催 ○「武蔵野市第二次男女共同参画計画アクションプラン」策定 ○男女共同参画推進市民会議(第 2 期)　発足
2010 年代	2010 年 3 月(平成 22 年) ○国連「北京＋15」 記念会合(ニューヨーク)「宣言」採択		
		2010 年 12 月(平成 22 年) ○「第 3 次男女共同参画基本計画」　策定	2010 年 7 月(平成 22 年) ○平成 22 年度第 1 回男女共同参画庁内推進会議　開催
			2010 年 11 月(平成 22 年) ○男女共同参画推進市民会議(第 2 期)意見書　提出
	2011 年 1 月(平成 23 年) ○UN　Women　正式発足		
			2011 年 2 月(平成 23 年) ○配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議　設置
			2011 年 6 月(平成 23 年) ○平成 23 年度第 1 回男女共同参画庁内推進会議　開催
			2011 年 9 月(平成 23 年) ○男女共同参画推進市民会議(第 3 期)　発足
	2012 年 2 月(平成 24 年) ○第 56 回国連婦人の地位委員会　議決案採択	2012 年 3 月(平成 24 年) 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス＆サポート東京プラン 2012」　策定 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」　改定	2012 年 4 月(平成 24 年) ○むさしのヒューマン・ネットワークセンター直営化
		2012 年 6 月(平成 24 年) ○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	2012 年 6 月(平成 24 年) ○男女共同参画推進市民会議(第 3 期)意見書　提出
			2012 年 7 月(平成 24 年) ○平成 24 年度第 1 回男女共同参画庁内推進会議　開催
			2012 年 10 月(平成 24 年) ○男女共同参画推進委員会　発足
		2013 年 2 月(平成 25 年) ○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	
		2013 年 6 月(平成 25 年) ○(改正)「配偶者暴力防止法」　改正	2013 年 7 月(平成 25 年) ○平成 25 年度第 1 回男女共同参画庁内推進会議　開催
			2014 年 3 月(平成 26 年) ○『武蔵野市第三次男女共同参画計画』　策定

⑦ 武蔵野市市民意識調査概要

1　調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識を把握し、武蔵野市第三次男女共同参画計画の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2　調査の設計

（1）　武蔵野市在住の満18歳以上の男女
（2）　対象者数：1,500人（女性750人、男性750人）
（3）　抽出方法：等間隔無作為抽出法
（4）　調査方法：郵送配布－郵送回収法（督促を兼ねた礼状はがき１回送付）
（5）　調査期間：平成24年11月30日（調査票発送）～12月14日（返送締切）
（6）　調査項目：質問項目29問＋プロフィール８問
①日ごろの生活、②仕事、③地域生活と防災、④人権尊重
⑤男女平等意識と女性の参画、⑥市の施策

3　回収結果

（1）　有効回収数　　485人（女性：294人、男性：167人、性別無回答：24人）
（2）　有効回収率　　32.3%

⑧ 武蔵野市職員意識調査概要

1　調査の目的

男女共同参画に関する考え方や男女それぞれが働きやすい職場づくりに関する市職員の意識・実態を把握し、男女共同参画計画策定及び特定事業主行動計画推進の基礎資料とすることを目的とする。

2　調査の設計

（1）　調査対象：特別職を除く全正規職員(派遣者、産休・育休取得者および休職者含む)
（2）　対象者数：967人（女性449人、男性518人）
（3）　調査方法：職員ポータル(内部システム)のアンケート機能を使用する(無記名)
※職員ポータルを使用できない派遣者、産休・育休取得者および休職者にはアンケート用紙を交換便・郵送にて送付し、回収を行う
（4）　調査期間：２月５日(火)～15日(金)
（5）　調査項目：質問項目36問＋プロフィール８問
①日ごろの生活、②仕事、③育児や介護に伴う休業・休暇制度、
④ハラスメント、⑤男女平等意識と女性の参画

（6）　担　　当：男女共同参画推進委員会ワーキングチーム

3　回収結果

（1）　有効回収数　　597人(女性：277人、男性：319人、性別無回答：１人)
（2）　有効回収率　　61.7%

⑨ 用語一覧

	用語	説明
あ	HDI	Human Development Index人間開発指数とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという女性の働き方が要因と言われている。
	お父さんお帰りなさいパーティー(*)	定年などでリタイアしたお父さんたちの地域活動を通じた生きがい作りを応援する市民社会福祉協議会の事業。 長い会社生活から地域社会に戻ったときに、『お帰りなさい！ようこそ！！』と迎えてあげようと発足。毎月第2土曜開催の「お父パサロン」は連携事業。
か	こうのとり学級(*)	初産の妊婦とその配偶者を対象に、親となる心構えを伝え、妊娠中の不安の解消等を目的に実施。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	子ども子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法に基づき、待機児童解消などの地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるための制度。
	こんにちは赤ちゃん訪問(*)	妊娠届、出生通知票により対象者を把握し、保健師及び訪問指導員が妊産婦の健康保持と乳幼児の健康な発育のために訪問指導を実施。
さ	GII	Gender Inequality Indexジェンダー不平等指数とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。（保健分野は妊産婦死亡率、15―19歳の女性1,000人当たりの出生数、エンパワーメントは国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）、労働市場は労働力率（男女別）））
	GGI	Gender Gap Indexジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。次のデータから算出される。（経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数）
	次世代育成支援行動計画	急速な少子化の進行と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づき地方公共団体（特定事業主行動計画）や事業所（一般事業主行動計画）が策定する行動計画。平成27 年3 月31 日までの時限立法で、平成17 年度から21 年度までを前期計画、22 年度から26 年度までを後期計画としている。
	女性相談カード	DV相談など女性の総合的な相談ができるように連絡先を記載したカード。手軽に持ち運びでき必要なときに連絡できるようにカード形式で作成。
	女性に対する暴力をなくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化すること、また、、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」としている。
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。
た	男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から始まった毎年6月23日から6月29日までの全国的な運動のこと。
	地域子ども館あそべえ(*)	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方に基づき、小学校の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
	父親ハンドブック	母体の心身の変化や子供の成長と、その時々の父親としての役割をまとめたほか、子育てに必要な知識を幅広く掲載している、父親の育児啓発冊子。
	デートDV	交際相手からの暴力。

用語		説明
は	配偶者からの暴力（DV）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力義務。 配偶者暴力相談支援センターの機能は① 相談② カウンセリング③ 緊急時一時保護④ 自立生活促進に関する援助⑤ 保護命令制度利用に関する援助⑥居住に関する援助
	ファミリーサポート事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
	ファミリーデー(*)	平成22年度に策定した「武蔵野市特定事業主行動計画後期5か年計画」における職場の風土づくりの取り組みの一環として、職員の家族などを職場に招き、市の仕事や職場について理解を深めてもらうとともに、職員が自らの「仕事と生活の調和」を考える機会とするもの。
	ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
ま	まちぐるみ子育て応援事業(*)	地域の商業者、団体、行政等が協働し、まちぐるみで子育て家庭を応援する事業を企画提案し、実施する団体に対し、当該事業に係る経費を補助することにより、地域社会全体で子育て家庭を支えていく気運を醸成し、子育て家庭が心地よく過ごせるようにするとともに、商業の活性化を図ることを目的とする。
	むさしの男女共同参画市民協議会(*)	武蔵野市の男女共同参画を推進するために、市との協働、及び男女共同参画社会をめざす市民及び団体の自主活動とネットワーク化を推進することを目的としている。市の男女共同参画推進登録団体及び公募によるメンバーで構成される。
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされ、また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
わ	ワーク・ライフ・バランス憲章	平成19年12月、内閣府において、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため策定された憲章。

（*）は市独自事業

武蔵野市第三次男女共同参画計画に向けた委員会報告書

平成 25 年 10 月発行
編集／発行：武蔵野市市民部市民活動推進課男女共同参画担当
〒180-8777　東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
電話：0422-60-1869
FAX：0422-51-2000